

平成28年第4回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程(第1日目)

平成28年12月13日(火曜日)

午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名(4名)
- 第2 会期の決定
- 第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第4 議案第73号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算(第9号)について
- 第5 議案第74号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第75号 訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第76号 訓子府町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について
- 第8 議案第77号 町道路線の認定について
- 第9 議案第78号 第6次訓子府町総合計画について
- 第11 認定第1号 平成27年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第2号 平成27年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第3号 平成27年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第4号 平成27年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第5号 平成27年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第6号 平成27年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第17 報告第13号 出納検査結果報告について
- 第10 一般質問

○出席議員（10名）

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 上原豊茂君 | 2番 | 須河徹君 |
| 3番 | 河端芳恵君 | 4番 | 山田日出夫君 |
| 5番 | 工藤弘喜君 | 6番 | 余湖龍三君 |
| 7番 | 川村進君 | 8番 | 西森信夫君 |
| 9番 | 堤三樹磨君 | 10番 | 西山由美子君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

| | |
|-----------|--------|
| 町長 | 菊池一春君 |
| 副町長 | 佐藤明美君 |
| 総務課長 | 森谷清和君 |
| 企画財政課長 | 伊田彰君 |
| 町民課長 | 原口周司君 |
| 福祉保健課長 | 谷方幸子君 |
| 農林商工課長 | 遠藤琢磨君 |
| 建設課長 | 山内啓伸君 |
| 上下水道課長 | 山本正徳君 |
| 会計管理者 | 八鍬光邦君 |
| 教育長 | 林秀貴君 |
| 管理課長 | 森谷勇君 |
| 子ども未来課長 | 渡辺克人君 |
| 社会教育課長 | 高橋治君 |
| 図書館長 | 三好寿一郎君 |
| 農業委員会事務局長 | 中山信也君 |
| 農業委員会会長 | 清井敏行君 |
| 監査委員 | 山田稔君 |

○職務のため出席した事務局職員

| | |
|---------|-------|
| 議会事務局長 | 夏井宏樹君 |
| 議会事務局係長 | 本庄朋美君 |

◎開会の宣告

○議長（上原豊茂君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、平成28年第4回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は全議員の出席であります。

なお、仁木選挙管理委員長から本定例会中欠席する旨の報告がありました。

◎開議の宣告

○議長（上原豊茂君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（上原豊茂君） 日程に入るに先立ち、事務局長より諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（夏井宏樹君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております案件につきましては、議案が6件であります。さらに諮問が1件、その他、委員会報告として認定が6件、議長からの報告が1件でございます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（上原豊茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、2番、須河徹君、3番、河端芳恵君、4番、山田日出夫君、5番、工藤弘喜君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（上原豊茂君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月15日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（上原豊茂君） ここで本定例会の招集にあたり菊池町長からご挨拶がございますので発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶を申し上げます。

本日、第4回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

まず初めに、今年9日、開基120年記念事業として実施した「ふるさと自慢うた自慢」には大勢の方々が来場され、ゲスト歌手2名をリーダーに、地域の男性と女性のグループ対抗で、訓子府の良さを自慢する「ふるさと自慢、うた自慢」と、ゲスト歌手2名の歌謡ショーをお届けする「ふるさと自慢コンサート」を楽しんでいただきました。

開基120年記念事業も大詰めになっておりますが、残りの事業につきましても町民の皆さまのお力添えをいただきながら実施してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、この11月にJR北海道が現在の全運営区間の半分に当たる10路線、13区間、距離にして1,237.2km、JR単独では維持が困難な路線と位置付け、抜本的な見直しを進めると正式に発表されました。それによりますと、石北本線と釧網本線が含まれ、この2線につきましてはJR単独では維持が困難だという発表でございました。12月2日にオホーツク活性化期成会が開催され、本町から私と上原議長とが出席し、思うところを主張したところでございますけれども、結論として国や北海道の考えが見えない中で石北線と釧網線の存続は原則として一致して残すようにということを求めていくというのが1点目であります。2点目はJRとの個別の交渉、話し合いは行わないということでございますので、それぞれ活性化期成会が窓口となって全体、もしくは役員がJRの申し入れに対して話を聞くというようなことで、当面推移を見守るということでございます。JRは上下分割方式を石北線や釧網線については考えているようであります。すなわち底支えは北海道、あるいは関係市町村がみて、そして上はJRが運営するという考え方でございますけれども、まずは北海道はそれにはのれないという考え方を示しているようでございますけれども、いずれにしてもこれらについては、今後いろいろな動きが出てまいりますので、必要によっては行政報告等をさせていただきますけれども、現時点ではそのようなかたちで管内一丸になって存続に向けて取り組むということが確認されたところでございます。

次に、もう1点、同じく11月でございます。工藤議員からも一般質問が出ておりますけれども、平成30年度から国民健康保険の保険者が市町村から都道府県へ移行することに伴う市町村ごとの保険料、資産額を北海道は公表したところでございます。道内では93市町村が標準の保険料が値上げする、上昇するという、オホーツク管内でも3市15町村、18自治体の中で16市町村が増額の状況が発表されたところでございます。本町の関連で申し上げますと、28年度保険料が28万5,800円に対して、29年度試算では36万1,600円、すなわち26.5%も値上げすると。管内では4番目の値上率の状況でございます。今後、北海道では激変緩和など市町村の意見を十分聞いて格差是正を図りたいという考え方でございますけれども、これらについても管内の町村会に対する説明がございましたので、私どももいろいろな質問や意見を投げかけるところでございますけれども、これにつきましても今後、第2次の考え方が出されてくる状況でございますけれども、積極的に意見を申しながら町民の医療等に関する不安感を少しでも払拭、あるいは

はまた後退させないように進めて要請していきたいと考えてございます。

それでは、本定例町議会に提案しております主な概要を申し述べまして、ご理解を賜りたいと思います。

まず、一般会計補正予算でございますけれども、4,363万1千円の追加補正を提案させていただきます。

その主な内容でございますが、総務費では、歳入の寄付金にも計上しておりますが、10月7日付けで開基120年を記念して100万円の寄付があり、同額を地域活性化基金に積み立てるものでございます。

民生費では、今年8月に未来への投資を実現する経済対策が閣議決定され、所得と消費の底上げを目的として臨時福祉給付金が措置されることに伴い、事務費を含め1,977万8千円、また介護労働負担軽減のための介護ロボットなどの導入費補助金169万2千円、合わせて2,147万円の追加を。

農林水産業費では、新規就農者等支援助成金20万円、環境保全型農業直接支払交付金149万8千円、農機具購入に係る借入金に対する担い手確保・経営強化支援事業補助金1,918万円、合わせて2,087万8千円の追加。

教育費では、訓小スクールバンドの全道リコーダーコンテストに参加することに伴う教職員の引率経費も含めた参加経費28万3千円の追加を提案させていただきます。

次に、条例改正などについてであります。

地方税法等の改正に伴う「町税条例等の一部を改正する条例」、介護保険法等の改正に伴う「訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」の制定。

また、農業委員会制度の改正に伴いまして「町農業委員会委員定数条例」の全部を改正すること。

次に、末広団地東1丁目南線の道路整備に伴う、新たな町道路線の認定。

次に、先月11日に訓子府町総合計画策定審議会から答申をいただきました第6次訓子府町総合計画の基本構想を定めること。

次に、人事案件でございますけれども、任期満了に伴う人権擁護委員1名の推薦について議会の意見を求めるものでございます。

以上、議案6件、諮問1件を提案させていただきますが、詳細につきましては副町長または各担当課長に説明をさせますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。本定例会召集のご挨拶とさせていただきます。

◎諮問第2号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第3、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書23ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案書23ページでございます。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につきまして意見を求めることについてであります。人事案件でありますので私からご説明を申し上げます。

既に議案書に名前を記載しているように町内清住の谷本春代さんを人権擁護委員としてご推薦申し上げたいと存じます。

人権擁護委員の推薦につきましては人権擁護委員法第6条の規定によりまして、議会の皆さまのご意見をいただくわけですが、現在本町には2名の人権擁護委員が委嘱されております。そのうちのお一人であります。谷本春代さんが平成29年3月31日をもって任期満了となります。引き続き谷本春代さんを人権擁護委員として推薦いたしたくご意見を願いますのものであります。

谷本さんにつきましては、議員の皆さまご存じの方もいらっしゃるかと存じますが、ここで簡単に経歴を紹介させていただきます。

谷本春代さんは清住にお住まいで64歳であります。函館市の専門学校を卒業後、昭和47年に北見市職員として採用され、昭和58年に酪農業を営んでおります谷本茂樹さんとは結婚されるまでの10年間保育士としてご活躍されておりました。以来、夫、息子さんとともに農業に従事し、その間、きたみらい農協訓子府支部の女性部などで活躍いただいた方でございます。

人権擁護委員としましては、平成26年4月から現在までの2年8か月間、その使命を自覚し、常に人格識見の向上とその職務を行う上で必要な法律上の知識、技術の習得に努め、積極的態度をもってその職務を遂行していただいております。なお、任期につきましては3年間でございます。

以上、谷本春代さんを推薦することにつきましてご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより諮問第2号の採決を行います。

本案は原案による者を適任と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案の者を適任と認めることを決定いたしました。

◎議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第4、議案第73号、日程第5、議案第74号、日程第6、議案第75号、日程第7、議案第76号、日程第8、議案第77号を議題といたし

ます。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第73号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

副町長。

○副町長（佐藤明美君） 議案書の1ページになります。

議案第73号 平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、第1条にありますように歳入歳出それぞれ4,363万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億1,076万3千円とするものでございます。

下の第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表でございますけれども、これについてはご覧をいただくことといたしまして、内容については、3ページ以降の事項別明細書により、あらためて説明をさせていただきたいと思っております。

次、その下の第2条ですけれども、翌年度に繰り越す繰越明許費について明記しておりますけれども、その内容は次のページの一番下の第2表になりますけれども、これは臨時福祉給付金事業の財源内訳およびこの繰り越し理由につきましては、7ページを申し訳ないんですけれどもお聞き願えればと思っております。7ページの繰越明許費に関する調書、これでは3款の民生費、1項、1目の臨時福祉給付金事業でございます。事業費は1,977万8千円で国の経済対策として全額国庫負担というふうになるものでございまして、この事業の詳細な内容につきましては歳出のところであらためて説明させていただきたいというふうに思っております。

それではまた戻っていただきまして、早速、事項別明細書の方に入りますけれども、まず4ページをお聞き願いたいと思っております。

まず上の表になります。2款、総務費、1項、1目の一般管理費の事業区分、各種基金積立金では、この間行われた開基120年記念式典に合わせて1件の寄付があったものでございまして、地域活性化基金積立金に100万円を追加するというものでございます。

次に、その下の表の3款、1項、1目の社会福祉総務費の事業区分、臨時福祉給付金事業では、一番下の負担金、補助及び交付金の欄でございますけれども、臨時福祉給付金として8月に「未来への投資を実現する経済対策」分として閣議決定されたものでございまして、平成29年4月から平成31年9月分までの低所得者対策として消費税引き上げまでの2年半分を一括支給するもので、1人につき1万5千円、そしてこの制度内容としては平成28年度当初予算での臨時福祉給付金と同じ内容となっております。ちなみにその内容といいますと、平成28年1月1日の時点で住民票のある市町村への申請、それと平成28年度の住民税非課税、ただし、自身を扶養している人が課税されている場合は対象外になるというものでございます。

今回の補正の該当者につきましては、当初予算同様1,200名を想定しておりまして、1,200名の1万5千円で1,800万円を追加というかたちにしております。この負担金から上のその上の職員手当等から委託料までは事務費ということになりますのでご理

解いただきたいと思います。

なお、給付金と事務費を合わせた1,977万8千円につきましては、事業年度が平成29年度にまたがりますので、来年度にまたがりますので、前段で説明した次年度への繰越明許費とするというものでございます。

次のページ、5ページの上の表になります。

これは2目の老人福祉費の事業区分、高齢者福祉一般事業の地域介護・福祉空間整備推進補助金では、介護従事者の負担軽減のための介護ロボットなどを導入するというものでございまして、一つはデイサービス「はるる」で、会話・レクリエーション・介護予防体操などを行うコミュニケーションロボット「パルロ」という名前のロボットですけれども、1台76万5千円、それともう一つは、これはグループホーム「はるる」の方ですけれども、日常的な見守りを行う「シルエット見守りセンサー」というもので、これは3台導入で92万7千円、これら合わせまして169万2千円を計上しているものでございます。

次に、下の表の6款の農林水産業費、1項、3目、農業振興費の事業区分、農業後継者育成事業では、今回、新規就農者等支援助成金としまして、新規就農等支援条例に基づき1件分20万円を追加しているものでございます。その下の事業区分、環境保全型農業直接支払交付金では、事業取組者が確定したことによりまして、内容といたしましては、申請面積18.72ha、反当り8千円、合計で149万8千円の計上でございます。

なお、この内、道の負担は反当り6千円になりますので、残り2千円の37万5千円が町の負担というふうになるものでございます。

その下の事業区分、担い手確保・経営強化支援事業では、三つの経営体で、まず種類としましては、堆肥散布機1台、それから有機肥料散布機1台、それとトラクター2台、その合計で3,839万8千円、これに対する融資額が若干落ちますけれども3,836万円、これの2分の1ということで1,918万円を計上しているものでございます。

次のページ、6ページになります。上の表の10款、教育費、2項、2目、教育振興費の事業区分、教育振興事業では、特別活動派遣費補助金としまして、先ほど町長の挨拶の中でございましたけれども、訓小スクールバンドが1月9日に札幌で行われる第31回全道リコーダーコンテストに参加することとなったために、引率する教職員3名の費用として7万円を追加しております。

次に、下の表の10款、5項の1目、社会教育総務費になりますけれども、事業区分の青少年教育推進事業の大会派遣費、これも今、ご説明しました小学校の全道リコーダーコンテストに参加する児童の分です。児童21名分の費用として21万3千円を追加するというものです。

それでは次に、戻っていただきまして3ページ、一番上の表の13款、2項、2目、民生費国庫補助金の右側の説明欄の3本の事業共にですね、国の全額補助となるものでございまして、合計2,147万円を計上しているものでございます。

次に、2番目の表の14款、2項、4目の農林水産業費道補助金の環境保全型農業直接支払交付金では、先ほど言いました申請面積18.72ha、これ道費の負担の部分では反当たり先ほど6千円といたしましたけれども、この6千円を掛けまして、112万3千円の収入となるものでございます。

その下の強い農業づくり事業費補助金（担い手確保・経営強化支援）でございますけども、歳出のところでご説明しました事業費3,839万8千円の融資額3,836万円の2分の1ということで1,918万円、これ全額、道費負担というふうになります。

次に、3番目の表の16款、1項、2目、総務費寄付金、これは開基120年記念式典に合わせて1件の寄付があったお話を先ほどさせていただきましたが、100万円を計上しているものでございます。

次に、一番下の表の18款、1項、1目、繰越金になります。これは今回の補正の財源調整とするもので、前年度繰越金85万8千円を追加するというものでございます。充てるというものでございます。

最後に、別に配布しております資料1を見ていただければと思います。この資料1では、財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思っておりますけれども、今回の補正によりまして、寄付金の積み立てがありますので一般会計の基金保有見込額は、右側の下から4段目にありますように、40億7,080万8千円となっております。

以上、平成28年度訓子府町一般会計補正予算（第9号）の内容について、説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第74号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書8ページです。

町民課長。

○町民課長（原口周司君） 議案書の8ページをお開き願います。

議案第74号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由の説明をさせていただきます

今回の改正は、本年3月31日の地方税法の一部を改正する法律等の公布に伴い、三つの項目について関連する町税条例の一部を改正するものであります。

町税条例（昭和25年条例第8号）等の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

それでは、記以下について説明させていただきます。

別紙といたしまして、次のページ、9ページになりますが、町税条例等の一部を改正する条例ということで、以下、改正条文を記載しておりますが、16ページの町税条例等の一部を改正する条例の概要により改正内容をご説明させていただきます。

それでは、項目1「修正申告の提出又は納付すべき税額を増額させる更正があった場合における所要の規定の整備」ですが、中身は「町民税の延滞金の計算期間の見直し」であります。

これの背景と概要をご説明いたしますと、国税であります相続税において一度減額更正がされた後に増額の更正がなされ、その増額分に延滞金が課せられた事例について、一度目の更正の誤りは課税庁側にあるものとし、二度目の更正までの期間については延滞金の計算期間から除くこととなったものでございます。地方税についても国税に準じることとするため、今回条例の該当条項を改正するものであります。

改正条項につきましては、第19条、第43条、第48条、第50条、そして昨年度行いました一部改正条例になりますが、内容につきましては、関係する字句の修正と該当する申告行為の特定及び控除期間の設定について、新たに項を追加し規定しております。議案書では9ページから11ページの上3行まで、それと14ページ、附則の上の第2条になります。

なお、本町の町民税においては、減額後の増額の更正の事例がないことから、この取り扱いが生じる可能性は極めて少ないものと思われれます。

16ページに戻りまして、次に、項目2「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」ですが、中身は「医療費控除の特例の創設」であります。

この背景と概要につきましては、国が進めております「セルフメディケーション」自主服薬、自分で薬を購入して自分で体を直すと、これを進めることによりまして、増加し続ける医療費の抑制を図ることが目的とされておりまして「スイッチOTC薬」これは医療用から転用された医薬品をいいますが、これを一定の要件で、特定健診・予防接種・がん検診などを受けることとなりますが、これを満たした中で購入した場合に、購入額が年間1万2千円を超える部分、最大では8万8千円までとなっております。所得から控除することができるものでございます。

なお、期間については、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間の購入に限定されております

また、従来からある医療費控除については、個人の税負担を軽減するためのものでしたが、新設される制度は、医療機関に行く機会を減らすことで国の医療費削減を目的としております。

改正条項につきましては、附則の第6条、現在は「削除」という表記になっておりますが、これを改めるかたちで運用に必要な条文を法の規定を引用しながら追加しております。議案書では11ページの上4行目から28行にわたって記載しております。

なお、この控除は従来からある医療費控除との併用はできません。いずれかの選択となります。

16ページに戻りまして、最後に、項目3「特例適用利子等又は特例適用配当等を有する者に対し、当該特例適用利子等の額又は特例適用配当等の額に係る所得を分離課税するための規定の整備」ですが、中身は「日本と台湾との間で二重課税を回避する措置」でございます。

この背景と概要につきましては、台湾は日本と国交がなく、二国間租税条約が締結することができないことから、民間レベルでの取り決めを両国内で実施するために、国内法、日本では外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律といいますが、これを整備することとなったものでございます。その法律により、特例の利子と配当については、相手国において源泉徴収がされないことから、自国で他の所得と区分して申告をしていただき、3%の課税を行うものでございます。

改正条項につきましては、附則第19条の4、附則第26条の3、附則第26条の4について、法律の題名が変わったことなどによる字句の修正と所得が関係する町民税と国民健康保険税の関連条項について、運用に必要な条文を法の規定を引用しながら追加しております。議案書では11ページ、下から8行目から14ページの下から18行目までにな

ります。

なお、台湾に限定した取り扱いであるため、本町の町民税で生じる可能性は極めて少ないものと思われま。

最後に14ページの下段の附則ではありますが、第1条では、施行期日を定めております。第1号では、町民税の延滞金の期間の見直しについては平成29年1月1日に、第2号では、日本と台湾との間で二重課税を回避する措置については、所得税法の一部を改正する法律の施行の日に、これは平成29年1月1日になります。第3号では、医療費控除の特例の創設については平成30年1月1日とするものであります。

また、第2条では、今回改正する項目について、旧条例との関係における適用時期を明らかにするためにそれぞれ規定しております。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第75号 訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書17ページです

福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 議案書の17ページをお開き願います。

議案第75号 訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、このページの一番下の説明欄にもありますように、介護保険法及び関係政省令の一部改正により、地域密着型通所介護が創設されまして、小規模な通所介護の地域密着型サービスへ移行されたことにより、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

記以下について説明させていただきます。

訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。

訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

ここで、次の18ページをご覧ください。新旧対照表により説明させていただきます。表の右側が現行、そして、左側が改正案となっております。改正部分に下線を引いております。

第3条は、「第2条についての読替規程」でありまして、第3条中「第17条第2項」の次に「、第36条第2項、第40条の15第2項」を加えるものです。

この第36条第2項は、「指定地域密着型通所介護事業者」のことを指しまして、本町では「はるのデイサービス」が該当になります。第40条の15第2項は、「指定医療用通所介護事業者」のことを指しまして、本町に該当する事業者はございません。

なお、本改正は全国の市町村が改正するものでして、「2年間の保存」を「介護報酬の請求に係る記録にあっては5年間、それ以外の記録にあっては2年間の保存」に読み替える事業者の対象が拡大したということでございます。

前のページに、戻っていただきたいと思います。

附則としましては、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、訓子府町指定地域密着型サービスに関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第76号 訓子府町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書19ページです。

農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 議案書19ページをお開きください。

議案第76号 訓子府町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

訓子府町農業委員会の委員の定数を定める条例の制定について。

町農業委員会委員定数条例（昭和32年条例第10号）の全部を改正しようとするものでございます。

今回の条例改正は、農業委員会に関する法律の改正により、農地等の利用の最適化を推進するため、農業委員の選出方法を今までの選挙制と市町村長の選任の併用から「市町村長の任命制」に変わったことにより条例改正を行うものでございます。

それでは、記以下について説明させていただきます。

第1条では趣旨を、第2条では委員の定数を14名とすることを規定しております。

附則としまして、第1条では施行期日として公布の日から施行することを、第2条では経過措置とし、現在、在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日までは、改正後の規定は適用せず、改正前の条例の規定を有効にすることを規定しております。

以上、議案第76号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 次に、議案第77号 町道路線の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書20ページです。

建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 議案第77号の提案説明を申し上げます。議案書20ページをご覧ください。

議案第77号 町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、次のように町道路線を認定しようとするものであります。

記としまして、認定する路線は、路線番号200で、路線名は末広団地東1丁目南線であります。起点は訓子府町末広町139番地、終点は訓子府町末広町138番地で、重要な経過地は末広町であります。

路線の位置につきましては、次ページの図をご覧いただきたいと思いますが、町道末広緑丘線、末広地域集会所付近から末広団地東1丁目線までの区間であり、総延長は141mであります。

本路線につきましては、道路整備に伴い、新たに町道として認定しようとするものであります。

以上、議案第77号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 以上で、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第76号、議案第77号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第78号

○議長（上原豊茂君） 次に、日程第9、議案第78号 第6次訓子府町総合計画についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 議案第78号について、提案理由の説明をさせていただきますので、議案書22ページをお開きいただきたいと思います。

議案第78号 第6次訓子府町総合計画について、訓子府町総合計画条例（平成28年条例第7号）第10条第1項の規定に基づき、第6次訓子府町総合計画の基本構想を別冊のとおり定めようとするものでございます。

この第6次訓子府町総合計画につきましては、現在の第5次総合計画が平成28年度、本年度をもって終了することを受け、新たに平成29年度を始期とする10か年の計画を定めるため、議会の議決をいたごうとするものでございます。これまでの経過等を含めて、説明をさせていただきますと存じます。

本町におきましては、昭和47年に地方自治法の規定に基づき第1次総合計画を策定以来、現在の第5次計画まで継続した長期構想として、計画されてきていますが平成23年には基本構想策定の議会議決を経て定めることが廃止され、法的な義務付けがなくなっております。こうした中、本年第1回定例町議会で本町の総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的に訓子府総合計画条例を制定いただいております。

今回、提案いたします第6次訓子府町総合計画につきましては、昨年7月に課長職で構成する策定委員会を開催し、以降、各種検討を重ね、昨年9月には第1回の策定審議会を開催いたしております。

計画策定にあたり最初に取り組みましたのが昨年10月に18歳以上の全町民を対象とした町民アンケート調査でございます。

この調査は、町民の皆さんのまちの現状に対する評価や今後のまちづくりに対する要望等を把握し、可能な限り計画に反映させる目的で実施したものでございます。約68%にあたる3,052名の多くの皆さまから回答をいただいております。

その分析結果を踏まえ、本年2月には「車座トーク」を17地域、町長との直接意見交換を行ってございます。また、5月には「まちトーク」を産業別、あるいは年代別等の21グループに分け実施し、多くの皆さまからまちづくりに関する提言をいただいたところでございます。

このほか、まちづくり推進会議をはじめ、各種事業での提言や3部会に分け実施した職員ワーキングによる協議等の結果を踏まえ、庁内の策定委員会が中心となり素案づくりを進めてまいりました。

今回、策定する総合計画につきましては、計画の名称を「第6次訓子府町総合計画」と

称することとし、計画の期間は平成29年度を初年度とする10か年計画で、目標年次につきましては平成38年度にすることとしております。

また、計画書の構成につきましては、総論編と、議会の議決をいただく基本構想編、さらには、この基本構想を具体化するための主要施策等を中心とした重点プロジェクト編と基本計画編とにまとめております。

なお、年度ごとの具体的な事業と施策の展開につきましては、今までと同様に3か年ローリング方式で、毎年度、策定します実施計画によって明らかにしていく考え方で整理をしてございます。

この内部でまとめさせていただいた素案につきましては、条例に基づく訓子府町総合計画策定審議会に諮問してございます。

この審議会につきましては、24名の委員で構成をし、3部会に分かれて部会審議を行ってまいりました。素案を基にした審議は、本年7月に開催した第2回策定審議会を皮切りに延べ11回、うち、部会審議は9回でございます。精力的にご審議をいただき、11月11日に答申をいただいております。

こうした経過を踏まえ、基本構想編につきましては、本定例会に提案をさせていただいたものでございます。

なお、総合計画といたしましては、お手元に配布しております別冊の中に、資料として「総論」、「重点プロジェクト」「基本計画」を綴じこめさせていただいておりますが、これを含めての策定となるものでございます。今回提案いたします基本構想につきましては、本町の将来像とまちづくりの施策を示す大綱であるということにつきまして、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、簡単でございますが、提案に至るまでの経過を含め説明させていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（上原豊茂君） ここで議事について、議会運営委員長ならびに副議長と協議いたします。ちょうど時間的なものもありますので、これから午前10時35分まで休憩をとりたいと思います。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第15、認定第5号までの一括議題および日程第16、認定第6号、日程第17、報告第13号を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第11、認定第1号から日程第15、認定第5号までの一括議題および日程第16、認定第6号、日程第17、報告第13号を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（上原豊茂君） これより、日程第11、認定第1号、日程第12、認定第2号、日程第13、認定第3号、日程第14、認定第4号、日程第15、認定第5号、日程第16、認定第6号を議題といたします。

認定第1号から認定第5号までは一括議題といたします。議案書24ページから35ページまでです。

本案は、平成28年第3回定例会において提案されたもので、会議規則第39条第1項により、決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査を行ったものです。会議規則第41条第1項により委員長からの報告を求めます。

8番、西森決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長（西森信夫君） ただいま、議長からご指示がございましたので、平成27年度各会計決算審査特別委員会における審査内容について、ご報告を申し上げます。

平成28年9月13日開会の第3回定例会において、当委員会に付託を受けた「認定第1号 平成27年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成27年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの6件の審査の結果を報告いたします。

今年度の各会計決算審査特別委員会は、10月27日から11月4日までの5日間にわたり、閉会中の継続審査として特別委員会を開催し、付託案件の審査を行いました。

審査につきましては、事前に提出されている予算執行に関わる関係書類などを審査した後、審査の必要上、提出を求めた支出伝票についても検査を行い、予算の適正な執行と行政効果に視点をおき、詳細かつ慎重に審査を行い、審査を進めていく中で疑問等が生じた事項については、関係各課職員の出席を求めて、内容を聴取しました。

詳細な審査および質疑の内容につきましては省略いたしますが、11月4日には委員会としての表決を行い、付託された認定第1号から認定第5号までの5会計の決算は、いずれも「原案のとおり認定すべきもの」、また認定第6号については「原案のとおり可決及び認定すべきもの」として全会一致で決定いたしました。

なお、決算審査特別委員会において、意見の一致した留意すべき事項として、次の点を審査意見として申し上げますので、今後の行政執行にあたって、配慮していただきたいと思っております。

1. 歳入では、一つ、税や使用料等の徴収に職員の努力とその成果が大いに見られ、引き続き徴収に努めることを望むものであります。

二つ、重複滞納者に対し、関係課が現在も連携の中で徴収に当たっており、個人情報などの課題があることは理解しているが、今後も連携体制をより強化し、効率的な徴収に努めるとともに、滞納者の生活実態にも配慮した対応を望むものであります。

三つ、国の動向を把握し、町の施策に国の支援施策を積極的に取り込むことを望むものであります。

四つ、町有林等の生産物売り払いについては、重要な町の財産であることから、近隣の市場および予定価格設定等の調査を行うよう求めるとともに、林業の専門的知識の人材育成を望むものであります。

2. 歳出では、一つ、各種施策の財源確保のため、国の政策と連動した町としての積極的な展開を図る必要があり、国の施策の情報収集に努めることを望むものであります。

二つ、福祉の予防事業など、サービス利用促進に向けた積極的なPRを望むものであります。

三つ、高校給食サービスや特別養護老人ホーム「静寿園」の増床それぞれに大きな効果があり、今後も事業等の充実・継続などを望むものであります。

3. 国営事業の農業費負担金の未収分について、引き続き滞納者の生活実態等に配慮した対応を望むものであります。

4. 町営牧場の管理運営について十分に安全対策を講じるよう望むものであります。

5. 温泉保養センターの施設改修や施設運営のあり方等、将来に向けてその方向性を検討していくことを望むものであります。

6. 水道事業では厳しい財政状況ではあるものの、重要なライフラインとして老朽管の更新等、「水道ビジョン」の着実な推進を望むものであります。

7. 伝票の作成にあたっては、より一層適正な作成・管理に努めるよう望むものであります。

最後に、厳しい財政状況の中、財政健全化を図りながら住民サービス向上に向けた職員一人一人の努力は、十分に評価できるところです。

今後においても、「財政健全化戦略プラン」の目的を継承しつつ、歳入・歳出のバランスに留意し、町民のための「まちづくり」に向け、創意、工夫と一層の努力をお願いするものであります。

以上、決算審査特別委員会に付託された「認定第1号 平成27年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第6号 平成27年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」までの審査の経過と結果を報告申し上げ、訓子府町会議規則第41条第1項の規定による報告とさせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 以上のとおり、認定第1号から認定第6号までの委員長報告は、お手元の議案書の「委員会審査報告書」のとおり「原案のとおり認定すべきもの」および「原案のとおり可決及び認定すべきもの」と委員会として決定いたしました。

これより、委員長報告に対する一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の質疑に入ります。

質疑は、委員長報告に対する質疑といたします。

一括議題の質疑にあたりましては、議事進行上、議長が指定した議案ごとに、1人につき2回までといたします。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。
次に、認定第2号の質疑を許します。
ご質疑ありませんか。

（「なしとの声」あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。
次に、認定第3号の質疑を許します。
ご質疑ありませんか。

（「なしとの声」あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。
次に、認定第4号の質疑を許します。
ご質疑ありませんか。

（「なしとの声」あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。
次に、認定第5号の質疑を許します。
ご質疑ありませんか。

（「なしとの声」あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。
以上をもって、質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。
これより、一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号の採決をいたします。討論のなかった案件については一括採決をいたします。
認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号までの5件については、委員長報告のとおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なしとの声」あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。
よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。
次に、認定第6号の質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。
ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
これより、討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。
これより認定第6号の採決をいたします。
本案を委員長報告のとおり可決及び認定とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なしとの声」あり)

○議長(上原豊茂君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり可決及び認定されました。

◎報告第13号

○議長(上原豊茂君) 次に、日程第17、報告第13号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書36ページです。事務局長より報告を朗読させます。

○議会事務局長(夏井宏樹君) 議案書の36ページをお開き願います。

報告第13号

出納検査結果報告について

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった

平成28年12月13日提出

訓子府町議会議長 上原豊茂

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成28年10月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成28年10月11日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページ、37ページ、38ページ、39ページにつきましては、説明を省略させていただきます。40ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成28年11月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成28年11月10日

訓子府町監査委員 山田稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページ、41ページ、42ページ、43ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

続きまして、本日、追加で配布させていただきました12月分の例月出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。議案書44ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成28年12月9日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める

訓子府町議会議長 上原豊茂様

平成28年12月9日

訓子府町監査委員 山田 稔

訓子府町監査委員 工藤弘喜

次のページの45ページ、46ページ、47ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 以上で本報告を終わります。

この後の日程は一般質問になりますので、一般質問に対する通告は午後からということになっておりますので、ここで時間、1時間ほど早いですがけれども休憩に入りたいと思います。

午後からは1時から行いますので、ご参集願います。

休憩 午前10時53分

再開 午後 1時00分

○議長（上原豊茂君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（上原豊茂君） それでは、日程第20、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは、一般質問の発言を許します。

5番、工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 5番、工藤です。それでは、ただいまから私の一般質問を行っていききたいと思います。

今回の質問は大きく2点ありますけれども、まず初めにでありますけれども、国民健康保険の都道府県化に向けた対応についてということで質問をいたします。内容は通告書に従いまして行っていききたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

国民健康保険制度は2018年度から新たな制度に移行することになっています。

現在は各市町村が運営主体となって事業を実施していますが、新たな制度では北海道が運営主体を担うこととなります。この移行に伴い懸念される課題などについて町長の考えをお伺いいたします。

まず一つ目ですが、移行に向けてのスケジュールはどうなっているのかお伺いいたします。

二つ目です。移行に伴う市町村ごとの保険料、あるいは本町の場合は税でありますけれ

ども、その額は現在と比べて一体どうなっていくのかお示しいたきたいと思います。

三つ目です。一般会計からの法定外繰り入れは新たな制度でどのように扱われるようになるのかということでもあります。

四つ目です。現在、本町が実施しております中学生まで対象の医療費無料化の事業がこの度議論されております新たな国保制度の実施に向けて影響はないのか。これについてお伺いをいたします。

最後ですけれども五つ目として、新たな制度へ移行することが、これまで以上に住民のためになると考えておられるのか町長の見解をお伺いいたします。

以上であります。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「国民健康保険制度の都道府県化に向けた対応について」5点のお尋ねがありましたので、お答えをさせていただきます。

まず1点目です。「移行に向けてのスケジュールは怎么样了のか」というお尋ねですが、今年の10月に納付金・標準保険料率算定のための基礎データを提出し、11月2日付けの北海道新聞の記事にもありましたように、国保事業費納付金の仮算定結果が示されたところです。

この後は、平成29年2月に「運営方針（原案）」について、北海道議会への報告と市町村からの意見聴取を行い、3月にパブリックコメントを募集し、5月に北海道国民健康保険運営協議会から、北海道に「運営方針（案）」の答申がなされ、6月に北海道議会に報告し、7月に「運営方針」が決定される予定となっております。

仮算定につきましても平成29年1月に、2回目の仮算定を実施し、4月に試算結果も示される予定です。6月以降に本算定の作業に入り、最終的には平成30年1月に国保事業費納付金が各市町村に示される予定になっています。

各市町村でも都道府県化に向けてシステムの改修など、準備を進めることとなります。

2点目の「移行に伴う市町村ごとの保険料（税）の額は、現在と比べてどうか」というお尋ねですが、11月に公表された「国保事業費納付金の仮算定結果」の所得200万円、夫婦2人のモデル世帯で申しますと、平成28年保険料率の算定で、訓子府町では28万5,800円、北海道が保険者となった場合の標準保険料の算定では36万1,600円で7万5,800円高くなり、伸び率は26.5%と示されました。

特にオホーツク管内は、退職者や無職の方が多都市部とは違い、第一産業の基盤が安定していることから所得が高い水準にあるため、一人当たりの算出額が高い傾向にあります。

また、本町に限って申し上げますと、国保会計の単年度赤字分に当たる7千万円から1億円を一般会計から財源補てんし、ここ数年は保険税を上げていない状況にありますので、この差額はもっと大きくなることとなります。

しかし、その後、国が示す算定方法に改善すべき点があったことから北海道が国と協議するとの連絡がありましたので、次の仮算定結果を待っているところです。

また、激変緩和措置についても、現在検討されているところです。

3点目の「一般会計からの法定外繰り入れは新たな制度でどのように扱われるのか」というお尋ねでございますが、今後は基本的に給付費増や保険税収納不足により財源不足に

なった場合、北海道で設置する財政安定化基金から借り入れ、翌年度以降の保険税に上乗せし、償還していくこととなりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

4点目の「本町が実施している中学生までの医療費無料化の事業が新たな国保制度の実施に影響はないのか」というお尋ねでございますが、これまでのところ影響があるということ示されておひりません。

5点目の「新たな制度へ移行することが、これまで以上に住民のためになると考えるか」とのお尋ねでございますが、国民健康保険の都道府県単位化につきましては、これまで市町村単位の保険者であったため、平成26年度の状況で、全国で56.4%の保険者が単年度収支で3,586億円の赤字となっていたことから、単位を都道府県単位化し、国民健康保険制度の財源を安定化させるとともに、わが国の国民皆保険制度を維持しようとするものであります。

近年、高度医療化に伴い、高額な医薬品などで治療を受けるケースがありますが、高額な医療費の方が数人出てきた場合、市町村単位の小規模な保険者では経営の悪化を招き、対処できなくなることが予想されます。それでもなお、地方自治体が保険者の運営主体でいいのかという問題もありますが、現在と比較し、保険者が都道府県化することにより、財源的なスケールメリットが生まれ、住民が安心して医療を受けられる国民皆保険制度の維持につながると考えています。

いずれにしても国の大幅な財政支援がない限り、根本的な解決、安定的制度の恒久化は避けられないと思ひれますので、約束どおりの財政支援を求め、国や北海道に要望してまいります。

以上、お尋ねのありました5点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） ただいま答弁をいただいたわけでありすけれども、この答弁に基づいて何点か再質問というかたちでしていきたいのですけれども、いずれにしても、国保のこの都道府県化という問題につきましては、非常に中身が多岐にわたっていますので、この時間であれも聞きたい、これも聞きたい、考え方を伺いたいというのはたくさんあるのでありますけれども、本当に限った中でしかできないわけで、そのあと残った分については後ほどの議会の中ででもやっていきたいなというふうに思ひます。まず基本的なところで最初にお伺いしていきたいのですが、それぞれ項目ごとにご回答いただいているわけでありすけれども、まず最初の移行に向けてのスケジュールとの関係に関わってはくるとは思ひるのでありますけれども、まず、この国保の都道府県単位化に向けた中では当然国保の運営方針というのが道の段階で一応案として示されてはきていますと思ひます。これに基づいた市町村との、いわゆる意見交換といひますか、いわゆる連携会議というかたちでもっているようなのですけれども、実は11月1日に行われた連携会議の中身はちょっとここに手元にあるのですけれども、本町も当然この会議には出席をしているかと思ひますが、これは課長が出席して北海道との意見交換というか地域の実情も含めて、あるいは素案の案、まだ案の段階でありますけれども、これに対する意見の聴取なんかは求められている経過というのはあったんでしょいか。ちょっと先にそこだけお伺いしたいと思ひます。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 本町からは担当者レベルということでしたので、課長補佐が出席しております。その中で各町から意見も何点か出されていたようですが、限られた時間の中でしたので、本町からは質問していることはありません。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 質問の善しあしは別にして、さまざまな情報ということであれば、やはりこの中身なんか見ると本当に、多分これと同じ中身で、例えば国保運営方針の素案の概要という題目で、次から次とこうたくさんあるんですけども、その中身というのは非常に今回の都道府県単位化に向けての、いわゆる市町村としてもまさに直接的に、あるいは被保険者、あるいは保険者としての両方の立場に関わりを持つようなかたちで影響のある内容であるなというふうに思います。こういった情報も含めて担当、いわゆる課長補佐の方が行って出席しているということであれば、こういう情報をちょっと今思ったんですが、本町に国保の運営協議会ってありますよね、これは国保の改定のときだけ、それが制度として協議会が行われるのではなくて、現実にはずっとこう協議会としてはあるんでしょうか。それをちょっと確認をしたいなと思います。なぜかと言うと、やはりせめて国保の運営協議会の中で、このような本当にこれ国保の問題でいけば大きな変化になっていくものでありますから、できればそういうところでの本町の実態も含めて、あるいは国がこういうふうに進めようとしている。あるいは道もこういう素案を出してきているということも含めて議論、そこに情報を開示することによって、議論も一定程度必要だったのではないかなというふうに思うんでありますけれども、その辺、本町はどのようなかたちでこれを受けて取り組んできたのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 運営方針の素案ですね、これにつきまして、運営協議会の中で本町はどのように取り組んでいるのかというようなご質問だったかと思いますが、現在、運営協議会は11月と2月、毎年開催しております。それ以外に法改正だとかがあれば随時開催するんですけども、11月末にですね、今年の第1回目の運営協議会を開催しておりますので、その席上で11月1日に運営方針が示されておりますものも一応運営委員さんにはお示ししております。しかしまだ市町村の中で検討するというような段階にはないような内容でしたので、具体的にはこちらから一方的にお示ししてお話を聞いていただいたということで終わっております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 確かにまだこれからの協議になっていくかと思うんですが、とりあえずは情報の開示ということをされているということで、一つは安心はするんでありますけれども、ただ中身でこれからちょっと若干中身にも入っていききたいと思うのですが、非常にこの国保の運営の根幹的な部分、それから被保険者、保険者と先ほども言いましたように、そこに大きくいろいろなかたちで影響を及ぼすようなこと。例えば保険料の問題、これの算定の方式、これに対して本当に、こういう市町村、特に訓子府町はそしたらどうなんだろうという問題だとか、あるいは一般会計からの先ほども聞きましたけれども、繰り入れの問題等、ある一定の案は出ていますので、そういったことに対して本当にこれでこの素案の向こうから、確かに決まったものではありませんけれども、その案の段階での、

それに対する意見というのは一定程度やはり会議を重ねながら聴取をするというか、そういうことをしなければ、なかなかこういう制度に対する、いわゆる国保の運営方針に対してこれからさらにまたありますけれども、連携会議というのを持たれるようなスケジュールになっていますから、そのときに強く実態を反映させるという意味で言えるかどうかという問題との関わりでは、やはりぜひそういう中で率直な意見を出していただきながら深めていくというか、反映させていくということが必要じゃないのかなというふうに私は思っています。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） もちろん今回ここで決められた運営方針がこれから当面続くであろう国保の運営に関わってきますので、本町としても保険料や保険税ですなうちの場合は。保険税や負担ですか、そういったことに深く関わってきますので、もちろん何か意見があればすぐにでも総合振興局を通して伝えるだとか、連携会議の場で質問するとか、そういうところを質していきたいとは思っております。ただ今回は1回目の仮算定ですな、それが示された段階ですな、まだその金額につきましても検討余地がある。また算定に漏れがあったとか、そういったことも報告されておりますので、2回目がまず来年1月になっておりますから、今後の結果を今は待っている状況でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） ぜひ、できればそういったかたちで何て言うんですか、必要であれば何回かやはりやっていかなければいけないのかなという思いでは私は、考え方としてはあります。やはりそれだけ今回のこの中身というのは、地域の、特に町村の実態をどうこの運営方針の中に反映するかというのは本当に、ある意味大きな役割というか自治体としての役割があるのではないかなというふうに思います。この国保の問題につきましては、この都道府県化というかたちではありませんでしたけれども、6年前のちょうどこの12月議会で私もあの当時は広域化というかたちで、それをどう進めるかというかたちで随分議論になっていたことがありました。その中でその広域化について、いろいろ質問した経過があるんですけれども、今振り返ってみると、あの当時の広域化の方針、国の進めてきた、厚労省が進めようとしてきた、その方針がやはりきちんと、その精神がずっと綿綿と引き継がれて、そして言ってみれば、その具体化がこの都道府県化になってきているわけですよね6年間かけて。その出発点の広域化の一番大事なところというのは、やはり医療費のいわゆる給付費の削減と、医療費の適正化というか給付費の適正化ということでやるのと同時に、もう一つはやはり負担ですな。これをどう求めていくかということが、根本にあったのかなと思っておりますので、その流れはやはり今回のこの都道府県化の中でも非常に色濃く出ているような気がいたします。そういった意味でもう一步この問題を掘り下げたかたちで的確に見ていく必要がやはり求められてくるのかなというふうに思っているところです。それでもう一つ、今度ちょっと各論みたいなかたちになって申し訳ないんですが、この運営方針の連携会議の中で、いわゆる訓子府も先ほどの答弁の中で7千万円を超える、あるいは1億円という話もありましたけれども繰り入れをしています。これは将来的に繰り入れはなくしていく方向だと。段階的にでもなくしていくというかたちにはなっていますが、そしてその分を先ほどの答弁にありましたように借り入れをしながら積立金、多分

北海道でそういうかたちで積み立てていくもの、その財源がどうなっていくのかちょっとまだ不透明でありますけれども、もしかしたら町村もそこに積み立てなさいというかたちになるかもしれませんが、そういうかたちでいったときに、それはやはりまともに今度は保険料に返ってくるということになりますよね。こうなっている状況が先ほどの試算の中で出てくる保険料でもあるのかなという気もしますけれども、そういう部分で一般繰り入れに対して、一般会計の繰り入れに対しての計画的な、あるいは段階的な解消という問題について、もっとこう突っ込んだような説明というのがなかったんでしょうか。その辺ちょっとお聞きしたいのでありますけれどもどうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） これまで本町が一般会計から国保会計に財源補てんをしてきておりますが、これにつきまして、本町だけではなく、たくさんの市町村による保険者が財源補てんをしてきているという状況にありまして、これに関しましては先日の道議会の中でも市町村の意見を十分聞きながら検討するといいいながらも、運営方針の策定の考え方の中では法定外繰り入れを行う市町村を赤字と提起し、納付金の算定に対する配慮は行わない。また激変緩和措置は実施しないことを検討すると明記されていたものに対しまして、市町村と認識の共有を図られているのかという質問があったようです。それに対しましては市町村と認識の段階的な解消に向けて市町村の意見を十分聞きながら検討すると北海道の方が回答したという経過がございます。このようなことから今後財源補填^{ほてん}にどのような影響があるのか、そういったところを見極め、なおかつ近隣の市町村の動向などを確認しながら、これは慎重に検討していかなければいけないところかなとは思っております。そういった実際に激変緩和措置、そういったものに乗れないかもしれないとかいう話が出てきておりますので、そういったところはきちんと要望をしていきたいとは思いますが、結局は財政安定化基金だったか、ちょっと名称をちょっと今忘れちゃったけど、保険税で足りなかった分をいったんその基金から市町村が借りて翌年以降の保険料に反映させて少しずつ返していくという制度になるということなんですけれども、原則はその方式になるということなんですけれども、その基金自体は今のところ財源が国の方からということで聞いてはおります。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 非常に今答弁にもありましたように、本当に国の方は一般会計からの持ち出し、繰り入れで保険財政を何とか黒字にするというか、ちょんちょんにしていくということに対しては非常に敏感になっているようです。それはやはりそうすることによって医療費全体がやはり膨らむという、国は国なりのそういう見方があるんだとは思いますがありますけれども、しかしこれがなくなることによってどうなるかというのはやはりその町に住む人、いわゆる被保険者、訓子府でいけば900数十名の被保険者の人たちがどういう状況になるかというのがやはり明らかになってくるわけでありまして、これに対して先ほど今回の激変緩和措置もちょっと聞いてみたいなどと予定はしていたんですが、緩和措置そのものもそのことによってペナルティーのようになくしていくということになれば本当に保険料がどれだけになっていくのかというのが天井知らずのような状況になりはしないかということですよ。そういったことはやはり非常に大きな問題として投げかけられているんだということをこの議会のこの場だけではなくて、やはりせめて国保の運営

協議会の中なり、そういう中でも一定の議論をしながら積み重ねながら町の声としてこの新たな運営方針を決定する前段でしっかりと意見をこの中で反映させていただきたいという根拠の一つでもあります。それからもう一つちょっと気になっていたのは、激変緩和措置のことなんですが、このルールというのはどういうかたちで激変緩和をしようとしているのか、もし連携会議の中で示されたものがあれば、ちょっとお聞きしたいのですが大丈夫でしょうか。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） まだ詳しくは示されておりませんが、今のところの話では、あくまで一時的な措置だということになりますので、激変緩和措置、これにつきましては医療給付費の9%を特例基金というものに先ほどの基金と同じように国の方からの財源によって基金を積むこととなります。ここから激変緩和措置については・・・

○議長（上原豊茂君） ちょっと待ってください。

傍聴席であまり声を出さないようにしてください。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 激変緩和措置については、それで都道府県が対応するというようになっております。ただ先ほども申しましたように決算補填目的の繰り入れにつきましては、この対象にならないのかもしれないということが示されておりますので、そういうことも今後の動向を見極めていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） おそらくそういうかたちかなというふうなことで私自身もちょっと捉えていたんで、大体同じような認識かなと思っております。いずれにしても本町の場合は激変緩和措置が先ほど言われているように一般会計からの繰り入れがあることによって、これは受けられないという可能性が非常にやはり高いという、そういう方向で一般会計からの繰り入れのような、そういう甘い考えではいけないよというのを是正させるという、本当に色濃く出ている中身が今回の制度の大きな制度改正というか、そういう部分のポイントにもなっているのではないかなというふうに思っているところです。

それでは次に、先ほどの4項目目の質問でもしていましたけれども、いわゆる地方単独事業、いわゆる本町の場合は中学生までの医療費無料化というかたちでやっています。これに対して今現時点でもはっきり言えばペナルティーですよね、それだけ財源があるんだったらなんで国保どうだこうだというそういう意味合いの言い方でペナルティーというふうなかたちで、いわゆる国庫負担金というのが減額すると、減額になるというかたちになっているとは思いますが、これは今回の直接な関係はないのでありますけれども、例えばわが町の国庫負担金が平成27年度と28年度では27年度と今年度ですね、その差額でいくと1,185万円減額になっています。これは本町がこの減額の根拠の一定部分を中学校までの医療費無料化ということが影響しているのかどうか。これちょっと答えられることがあればちょっとお答えいただきたいと思いますが、この減額の理由、今年度国庫負担金が1,100万円ほど減額になっているのでありますけれども、これがやはりペナルティーの部分に関わりがあるのかどうかちょっとお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 調整交付金のことかと思いますが、これの減額理由、地域単独事業をやることによってのペナルティー、減額調整がされているのかどうかという

ご質問でございますが、実際には現物といいまして、受給者証を持っていくことによってご本人が、ご家族ですね、が医療費を払わないで医療を受けられるといった場合にはペナルティーといいますか減額調整の対象になっております。しかし本町で拡大しております小学生、中学生につきましては、小学生の通院と中学生の医療費につきましては償還払いといいまして、いったん病院に3割を負担していただきまして、その領収書を役場に持ってきていただいて、その分3割分をお返しするということになっておりますので、実際に減額調整の対象にはなっておりません。調整交付金が減額になった要因としましては、毎年の所得だとか、そういったことの影響によるものですので、この地方単独事業の医療費助成によるものではないと考えております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） わかりました。それでは次の質問というか、ちょっと項目でいきますけれども、この素案の中でもう一つ大事な点があると思います。私自身、他にもたくさんあるんですが、その中で保険税の適正な徴収という、いわゆる徴収義務、これは主体は国保の運営主体が道になっても、おそらく納付金というかたちで道に町が納めるようなかたち、それに見合う保険税を町が決めて、それを徴収しなければいけないということになるんでありますけれども、この問題なんです、非常に今回この運営方針の中のもう一つのポイントとしてちょっと考えておきたいのは、非常に収納率、目標を達成しなければいけないということが非常に強く言われています。このことが被保険者の実態を鑑みた中での運営にどう影響があるのかということも今一度考えなければいけないのかなというふうには思います。私たちの町の国保の収納率でいくと非常に高く99.38%だか36%だかという結果が出ておりますけれども、今回の方針の中では99%以上の収納率があるところは99%という目標をきちんと設定させて、それを超えなければいろんな、いわゆる徴収をさらに進めなさいという、例えば収納事務の年間スケジュールの作成だとか、もう一つ大事なことは短期被保険者証とか資格証明書の交付基準を作り直ささいという問題、それから滞納処分の実施基準等の作成をしなさいとか。非常にこやかましい、微に入り細に入りの徴収実務が負わされるような仕組み、そしてもう一つが市町村間の競争のようなことになってきかねない、いわゆる限られた財源を収納率によってということで勘案されて配分されるというか、くるということになれば非常にそういう問題等も含めて非常にいびつな、本当の意味での国民健康保険のありようというのが崩れていってはしないかなと。もっと言えば国保のこういう運営を通じて本町のまちづくりの、いわゆる町民と行政との信頼関係も本当にどうなるのかなという、そういうことには決してなっていないというふうには私は思いますので、そういうことが懸念されるようなことに対して、やはりこれのような連携会議の中で、今言ったようなことが説明としてあったのか、あるいはそれに対して他の市町村も含めた意見なんか、課長は出席されていないからちょっと無理かもしれませんが、その辺の状況はどうなっているのかなというのをちょっとお伺いしたいなと思っています。

○議長（上原豊茂君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 保険税の徴収に関してでございますけれども、うちの町は先ほど工藤議員がおっしゃいましたように、27年度で99.38%という高い収納率でございます。こういった99%を超えた市町村につきましては、99%を目標にという

ことで、その目標を設定されます。そういった目標をクリアする。それだとか、あと特定健診の受診率を上げる。それとか医療費の適正化、ジェネリックの取り組みだとか、そういった保険者が努力したことに対しまして、保険者努力支援制度というものができますようです。その活動に見合った支援金をいただきまして、それを保険税に跳ね返えらせるということが可能になります。そういったことで各市町村間の競争だとか、そういったことが出てくるのではないかということなんですけれども、そういった心配もあるかもしれませんが、それは今までもそういった努力は市町村の保険者として取り組んできているわけですので、ただ保険税の収納率に関しましては、今後保険税が上がることを考えますと、確かに工藤議員がおっしゃるような懸念はあるかと思っております。ただ、保険者努力として、そういった取り組みはしていかなければならないと考えております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 担当する職員の方々は本当にこの部分というのは健康、いわゆる指導とか予防業務も含めた事業と合わせて、この徴収業務というのは本当に大変なところだと思います。先ほど、今も課長の方から答弁ありましたように、本当にいろんなかたちで努力をされた結果が99.38%の、そういう数字に表れているんだとは思いますが、今後の保険税がさらにアップするのではないかと、あるいは私たちの生活環境が、あるいは生活の質というレベルというか、本当に働いてもそんなにお金が入ってこないような、いわゆる国保の被保険者というのは会社員ではありません。年金生活者、無職の方、農業者、自営の方、そういった方々がやはりこの加入者でありますから、非常に今後を考えたときには決して楽観視できるようなものではないと思います。それと相まって、取り立てといたらちょっと言葉が不適切かもしれませんが、徴収に当たるときに、徴収努力はいいんです。本当に頑張っていたきたいと思っております。ただ問題は、実態を見ながら、いわゆる不正とか、そういう悪質な部分は別です。でも本当に実情をちゃんと捉えた中でやれるだけの余裕がこの制度の中で職員にできるのかどうかと。そういうことが従来の保険制度と違って、収納率の問題がいろんなかたちで上から、北海道から示される中で、やはりそこで仕事をする職員も大変な無理が生じるんじゃないか。その無理が被保険者にも実態を見ないままの徴収義務、徴収実務といいますか、そういうかたちに走りかねない問題も起きないかということで今質問したわけでありまして、この辺もできれば運営方針の中でやはりきちんと、というよりも強く反映させてほしいなというふうに思っております。時間もありませんので、最後に、まだ何点かあるんですけども、また次のときに、もう少しまたそのときには明らかになってくるものもあろうかと思っておりますので、次に委ねたいんですが、最後に町長にこの全体、この自治体の長でありますから、当然先ほどの前段のあいさつの中でもこの問題で触れられてあいさつされておりましたので、町長の見解として、一つだけお聞きしたいと思います。このように都道府県化することによって本当に国保のもっている精神、目的、理念、これは前の6年前に私も広域化のときにちょっと述べさせていただいているんですけども、やはり国保というのは社会保障だと。この理念。それともう一つ、憲法25条の生存権の問題、これと切り離して、この制度は考えられないだろうということで私は思っています。この辺について、町長のこの今回の改定というか改正に関わる見解を今後に向けての姿勢も含めてお伺いしてこの質問を終わりたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 時間がありませんので、実は全国の60%の国保会計が赤字なわけですね、大体年間で4千万円弱の国保会計は赤字になっているということで、小さな母体の市町村が保険者であるということが非常に危惧をしてきたという経緯があります。国保関係の見直しを含めて岡崎高知市長をはじめとして、なんとしても規模を大きく、国もしくは都道府県にそれができないのかという要望活動を長く進めてきた経緯がございます。それはとりもなおさず赤字をもう小さな自治体では補いきれないという問題とこの皆保険をどうやって維持するのかということをやはり大事にしていかなければならないという要望でありました。その前提として国は3,200億円のお金を出しなさいと。その上でない限りは都道府県も市町村から都道府県になることについてはあり得ないんだということを書いてきて3,200億円ということを書いてきたわけです。これは今いろいろなニュースの中でもちょっと危なくなってきたということも事実ですけども、この国保会計そのもので言ったら、この2本の柱がやはりあったのではないのか。私は10月中旬に道庁の局長が管内の市町村長に説明を行いましたので、何点かにわたって質問をさせていただきました。今、工藤議員が言った質問はほとんど私が道庁にそのありようと今度のあるべき姿についても含めて問い質したということがありますが、まだ検討段階ということで、わかりましたという、例えば短期証明書の発行の問題、一般会計からの繰り入れの問題等含めてもですね、あまた多い課題がやはりあるのではないのか。規模は大きくなることによってわれわれの被保険者の立場からしていくと非常に難しいのではないのかと。問題があると。特に今、工藤議員の方から一般会計からの繰り入れの問題であります。課長からも答弁しているように、安定化基金をつくって、そこから一時借りなさいと。そして翌年度から保険料アップだという言い方です。これは介護保険会計と全く仕組み同じなんですよ。そうすると借金は、お金は出してあげますよと、けども保険料は介護保険の場合は次の期からお金を上げていくという考え方ですから、非常に被保険者の負担というのが大変強くなっていくのではないのかなというふうになります。そして激変緩和の今問題出てきていますけれども、激変緩和についても非常にやはりこっちが望んでいるような状況とはかなり違ってきているんだなということが見受けられます。そうこう考えていきますとやはりこの規模を都道府県化にすることによって、この国保会計、議員がおっしゃるように生活の社会保障の問題と憲法第25条の生存権の問題からしてみると後退はしないのかということがございますので、私は今の状況では後退するでしょうね。こう言わざるを得ない。けどこれはなんとしても本来の趣旨の広域化と制度を存続していくということと一人一人の国民生活をやはり守っていくんだということをきちんと3本柱で再度新しく出てくるものに対しては対応していきたいというのが状況であります。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） まさにそういうことでないかと私も思います。やはり都道府県化、いろいろな制度にしてみても、国保の問題というのは、やはりこれだけ制度が財政的にも大変だということになったのは、なによりもかによりも国庫負担を抜本的に増額しない限りにおいては今まで削減してきた者を増額しなければやはりやっていけないと。もうこれに尽きるのではないかなというふうに思います。だからそういう部分での要求も含めて、町長にはぜひ声も上げていただきたいなというふうに思っています。

次の質問に移らさせていただきます。

障がい者の雇用促進についてという質問です。

「障害者差別解消法」、改正「障害者雇用促進法」が今年4月より施行されました。

障がい者の雇用に関わる法の具体化を促進する上で、自治体の果たす役割やその取り組みは、この法の目的や理念からも重要かと考えております。このことについて町長の見解を伺います。

まず一つ目ですが、今年施行されたこの2法について、どのような見解を町長は持たれているかお伺いをいたします。

二つ目、本町の実態は当町の役場も含め、どのようになっているのか。この雇用の問題についての実態をお聞きしたいと思います。

三つ目ですが、役場としての雇用や民間も含めた雇用の促進に向けどのように今後取り組む考えかお伺いをいたします。

以上、3点、よろしく申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「障がい者の雇用促進について」3点のお尋ねがありましたのでお答えをさせていただきます。

1点目の「今年施行されたこの2法について、どのような見解を持たれているか」というお尋ねですが、「障害者差別解消法」は、「何人も障害者に対して障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定され、「改正障害者雇用促進法」では、「雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置」が規定されました。

このどちらの法律を見ましても、差別的取り扱いを行ってはならないとされ、国際的にみても当然の施行であると考えます。

2点目の「本町の実態は、役場を含めどのようになっているのか」というお尋ねですが、役場におきましては、50人以上の地方公共団体に該当し、2.3%の法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があり、それを換算すると1人となりますが、実態としましては3人を雇用しているところであります。

しかし、役場以外の本町の企業等の実態につきましては、町の管轄ではなく北見公共職業安定所のため、把握しかねていますので、その旨ご理解いただきたいと思っております。

3点目の「役場としての雇用や民間も含めた雇用の促進に向け、どのように取り組む考えか」のお尋ねですが、役場としましては、今後も引き続き障がい者の雇用に努め、広く町民や民間企業等に周知していきたいと考えております。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えをいたしましたので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） この件に関しては、本当に時間の関係もあるということですので、本当に1、2点だけちょっとお聞きしたいんですが、この障がい者の雇用促進についてというのは、いわゆる促進法ができたのは、元々の法律としては非常に前、昭和35年でしたか、できているという法律でありまして、今回改正された中身というのがいわゆる雇用するときには合理的配慮をなさいと。障がいを持っておられる方にそういう配

慮がなければ、単に雇用促進法というものができたからといって、それは実行のあるものにはなりませんということがやはり一番の改正の要点、ポイントだったと思います。それと合わせて差別解消法という問題もやはり同時にできたわけでありますけれども、町長からこの見解も含めて、当然の施行であるというふうにお答えもいただいておりますし、本町の実態、特に役場については1人のところ3人雇用しているという状況にはなっておりますので、安心はしているところでありますが、しかし、全体の状況、周りを見ますと非常にこの障がい者の雇用の問題というのは、やはりなかなか難しい、なかなか進まない課題かなというふうに思っているところです。私自身はそう思っていますが、町長として、答弁にもありましたけれども、この役場の実態とはまた別に、いわゆる企業等も含めて、本町だけではありませんけれども、一般的にこの障がい者の雇用等についての、こう叫ばざるを得ない背景、この難しさというのもし感じておられるのであれば、これはどこからくるのか。そしてそれをどうすれば乗り越えていけるのかなという、そういうお考えがもしあれば先にお伺いしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 1981年だったと思いますけれども、国際障害者年が施行されて、もう既に35年ほどたったのでしょうか。障害者年のテーマは完全なる差別の撤廃という、それは生活、結婚、仕事等において地球は、国際社会は差別をしてはならないというテーマを世界でうたい上げたのが国際障害者年の最初でなかったかなと思います。やっとこれだけの年数たって障害者差別解消法ができ上がり、いろいろな経過がありましたけれども、障害者総合支援改正法もこの春に改正になってきたということも含めて雇用の問題も含めて、この3本の柱が現実的には法整備をされてきた。いろいろありますけれども、国や地方自治体は一つのやってはならない、してはいけないという禁止事項まで盛り込んでいますけれども、民間は努力義務だということ、まだまだこれらについても非常に課題が多いし、もっと積極的にさらにもっと一歩進めてというような状況でございますけれども、ある意味ではなかなか前に進めない。それは何なのかという、それは経済優先の営利中心の社会にあっては障がいのある方々が非常にその役割を担う点での社会的なやはりもっともっと意識改革や意識が変わっていかねばならないんだらうと。その点でいうと今回のこの障害者差別解消法については就職を受けるときも生活をするにあっても職場での環境であっても障がいを持っていることによって、それが立ち止まったり、あるいは不利益を被るようなことはあってはならないということをわれわれ市町村も含めて禁止条項まで出てきているわけですので、その点では第一歩だと思いますけれども、まだまだ道は遠しというのが実態ではないかと思えます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） これからだ。まだまだこれからだということでもありますけれども、例えば本町のことで言えば、やはりこの障がい者の方々を取り巻く環境と申しますか、町民がどのようなかたちでどのような見守りというか見方をするかということが非常に問われてくる部分もあろうかとは思いますが、この問題については、この辺について、そういう意識改革も含めて、あるいは当然、来年からグループホームの新たな建設も含めて本町が、その取り組みも始まるわけでありますけれども、この雇用の問題とはちょっと切り離すかたちになりますけれども、そういう障がいのある方々をどう私たちはみていくのかと。

どう共生していくのかという、その部分をやはり何らかのかたちで、お互いに努力して培っていかねばいけない。そしてそれが最終的にはやはり自然なかたちでという、そういう部分の取り組みというのが、いろいろなかたちで求められてくるのではないかなというふうに私は思っております。そういうものも一方でなければ、単なる雇用の問題だけで、なかなかその数を達成して、よしとするようなものではないような気がするわけでありませうけれども、その辺についての、これは社会教育とか、教育長の方に行っちゃいますけれども、いわゆるそういう部分の役割というか、取り組みというのも今後に向けて一方ではいかねばならないのかなというふうに思いますけれども、その点についてどうでしょうか。町長しか答弁を求める側になっていないのでありますけれども、教育長よろしいですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 確かに障がい者の取り巻く環境でいいますと、いろいろな法が整備はされている中で、やはりノーマライゼーションの社会というか、障がい者を認め合う社会形成におきましては、なかなか進まない状況というのは全国的にも本町においても私自身も国際的にいえば日本は進んでいないのではないかなと思っております。また教育現場におきまして、さまざまな場所、特に障がいのあるお子さんもたくさん最近はお出でくる部分ございまして、それらに向けた支援も行っているところでございます。それら社会教育も含めた中でですね、皆が支え合うような障がい者にとって住みやすいまちづくりに向けてですね町部局と教育委員会が連携しながら、そのようなまちづくりを進めていきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） あと5分です。

工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 最後になりますけれども、この法律の改正で知的障がい者と精神障がい者の関係で、この部分も雇用の基準、いわゆる雇用率の基準の中に組み込まれていくようなかたちになっています。本当に最後の質問なんですが、当然これは急にそれをいっても法の中では平成30年まで猶予期間というのがあって、当面はそれは雇用率の達成の中には組み込まない数字となっていますけれども、将来的にはそういう障がいのある方も、いわゆる雇用の促進というかたちで取り組んでいくということになっています。そういう部分で、そこではやはり、そこでこそ役場というか行政、この部分が果たすべき取り組みといいますか、求められてくるのかなというふうな考えもしているところでありますけれども、その辺に向けての今後の考え方等がありましたら、知的障がい者、精神障がい者の雇用の問題も含めて新たに加わったその内容等をどうこれから取り組んでいくのかという考え方があればお伺いをして私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

あと3分です。

○町長（菊池一春君） 障害者総合支援法の改正によって、今言った知的障害、精神障害、それから身体障害の3障害が統合的に捉えていかねばいけないんだということが整備されてきています。その整備されてきても実際には法ができたけれども、例えば障がい者の手当等含めて介護保険優先主義みたいなのがいまだに残っていたりとか、いろいろなことが課題の中で障がい者の方々がいろいろな意見を出しながら少しずつ前へ出てきている

という状況でございます。今、一番問題なのは働く場所がないということはどうしていいのかと。今役場できらきら本舗の皆さんが頑張っているいろいろな雇用の機会や働く機会をつくっていているわけですが、これをさらにやはり広げていかなければならないだろうと。これは来年の春にスタートするであろうNPO法人のシトレインが将来的にグループホームのみならず就労の多機能型の就労機会をやはりつくっていくというのが非常に大事でないかなと思っていますので、その点では、またこうしたNPO法人の方々とも協議をしながら少しでも前に進めていくという状況を大事にしていきたいというふうに思います。それともう1点申し上げますと、シトレインができて4月からグループホームができる。その点では障がいのある方々がそのグループホームに入って生活をする、仕事をしていくという状況をつくりながらも、もう一つやはり心配なのは地域住民です。地域の方々がその施設や障がいを持った方々とどのように日常的に活動をしていくかということがこれからもっと問われていくのではないのかと。私のイメージの中には伊達市があります。社会福祉法人北海道社会福祉事業団障がい者支援施設・福祉型障がい児入所施設「太陽の園」やいろいろなあまた多いグループホームがありますけれども、日常的にそういう障がいのある方たちの雇用や生活と関わっていけるような町民意識の形成というのは、これからもっともっと必要になってくるのではないかと思いますので、町長としては一層努力をしていきたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君。

○5番（工藤弘喜君） 以上をもって私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（上原豊茂君） 工藤弘喜君に申し上げます。答弁者の関係については、今後そういうことがないように配慮願います。

○5番（工藤弘喜君） わかりました。

○議長（上原豊茂君） 5番、工藤弘喜君の質問が終わりました。

ここで午後2時10分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時10分

○議長（上原豊茂君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、4番、山田日出夫君の発言を許します。

山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 4番、山田です。農業委員会におかれましては、多忙な営農と両立するかたちで町の農業発展に日々ご尽力いただいておりますことにこの場を借りて敬意を表したいと思います。そんな中にありまして、新農業委員会制度がスタートするに当たり、通告書に従い一般質問をいたします。毎度のことでありますけれども、時間制限がありますので、ご回答は質問したことに対して簡潔をお願いをしたいと思っております。

新農業委員会制度について。

新しい農業委員会制度について伺います。

1、農業者への新制度の周知法について伺います。

2、地域推薦による候補者と町長が年齢・性別の著しい偏りを避け、かつ中立委員も任

命するための調整の仕方について伺います。

3、必ずしも農業に精通していない中立委員の任命とその活動について、任命権者としての所見を伺います。

4、新制度で新設された農地利用最適化推進委員の役割とそれを設置しない予定の理由について伺います。

5、業務の拡大等が予想されますが、委員報酬の実態および改定の考えについて伺います。

以上、5点お願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新農業委員会制度について」5点のご質問がございましたのでお答えをします。

初めに、農業委員会は昭和26年施行の農業委員会等に関する法律に基づき、独立した執行機関として、農地がない、または農地が少ない市町村を除き、全国の市町村に設置されている行政機関であります。農業委員は、地域に精通し、地域から信頼が得られている方が農業委員として選ばれ、地域農業者の生産基盤である農地の権利移転などの仕事が進めることができると考えております。

まず、1点目の「農業者への新制度の周知方法」のお尋ねでございますが、12月2日に開催された実践会長会議において、制度の概要や今後のスケジュールなどの説明をさせていただいたところでございます。また、実践会連絡協議会では、年末までに各実践会長への周知や理解を深めるため、勉強会を開催するほか、さらに新旧実践会長に対し、新制度の説明を行うことにしています。

各実践会の農業者への周知につきましては、12月中旬、あるいは下旬に行われる各実践会の総会において、各会長からご説明いただけるものと考えております。

そのほか、非農業者も含む一般住民向けにつきましては、農業委員会が1月31日に開催予定しております「農業者等との意見交換会」において、新農業委員会制度の説明や広報による新制度の周知を図りたいと考えております。

次に2点目の「地域推薦による候補者と町長が年齢・性別に著しい偏りを避け、かつ、中立委員も任命するための調整」についてのお尋ねがありました。初めに、年齢の偏りについてですが、新農業委員会制度では、「認定農業者が過半数を占めなければならない」とされています。この規定の趣旨は、第1線で農業を営まれている方の意見が農業委員会の運営に反映されなければならないという趣旨のものです。認定農業者のほとんどは、65歳までの農業経営移譲および経営継承が行われる前の農業者がなっております。また、これまでも本町農業委員のほとんどが認定農業者であり、年齢の著しい偏りは生じないものと考えております。

性別については、これまで議会推薦で2名の女性委員を推薦いただいておりますが、新制度では、議会推薦の形式が廃止されました。これによって、これまでの女性農業委員の活躍などの重要性に鑑み、女性委員については、地域からご推薦いただけるものと思っております。

中立委員につきましては、3点目のお尋ねと重複しますが、農業委員会は農地等の権利移動の許可、農地転用許可に関する意見・具申等を行うため、その判断が公平・公正さが

強く求められるものであることから、新制度から農業者以外の方の意見も求められており、具体的には「農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者」で、農業に従事していない者とされております。今後、行われる各地域での農業委員候補者の選出の過程の中で候補者を挙げながら、絞り込んでいきたいと考えております。

なお、中立委員の活動につきましては、新制度により業務内容などの変更もあることから、任命後に農業委員による学習会などを行い、いち早く農業委員の一員として活躍されるよう期待しているところでございます。

4点目の「新制度で新設された農地利用最適化推進委員の役割とそれを設置しない理由」についてのお尋ねであります。全国では、農業者の高齢化が進み、農地の適正な耕作や管理ができず、また、農地が担い手へ適正に移動されていない状況があります。そのため、新制度では「農地利用最適化推進委員」を設置し、担い手への農地の集積・集約化と遊休農地の解消と発生防止を専門に行うため新設されました。

しかし、本町においては、担い手への農地の集積率、国の基準が70%以上に対し90.9%、遊休農地率、国の基準が1%未満に対し0.04%となっており、農地利用最適化推進委員を設置しなくても良い農業委員会とされ、11月24日に開催された第12回訓子府町農業委員会総会において、「農地利用最適化推進委員を委嘱しない」ことを決定したところでございます。

5点目の「業務の拡大等が予想されますが、委員報酬の実態および改定の考え」についてのお尋ねであります。

国では農地集積や遊休農地解消等の活動・成果に応じた手当を基礎的な報酬に上乘せすべき考えがあります。全国的には、農地利用最適化推進委員を設置する場合と、設置しない場合とがあり、現段階では補助金も不透明なところがあります。また、新制度から、農業委員活動の記録が義務化されるなど新たな業務が追加されており、さらに、近年、耕作不利益等の農地の流動化も進まず、農業委員の日常活動は増加している状況にあります。

本町農業委員の報酬は、会長が月額4万3千円、委員が月額3万3千円で管内の平均値であります。全道的には、職務代理者や専門部会長などの報酬区分を設定している自治体も多数あり、総体的には報酬の引き上げ傾向にあることから、今後、近隣自治体や管内などの状況を見ながら検討をしてみたいと考えております。

以上、新農業委員会制度について、5点のお尋ねのありましたことにお答えさせていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 町長も早口で時間ない中、ご配慮いただいたと思います。そんな感じで私としてはありがたいです。

それでは1点目の周知の方法なんですけれども、結構会長さんを通じて実態に応じた中で行われるということでした。私がちょっと気にしていたのは一般の農業者に対する関係でして、それは12月下旬にということは今年中という意味だと思いますけれども、総会がある中で会長さんから説明いただくということでもありますけれども、新しい制度ということもありますのでね、できる限り事務局が正しい情報を農業者の皆さんにお伝えしていただくということで配慮いただければと考えておりますので、ご検討いただくということで、特に今日急に回答はできないと思いますので、ちょっとお話をさせ

ていただきたいなと思います。

2点目なんですが、今回の農業委員会の制度が変わったというのは私なりにですね、こう考えているんですけども、農協の改革が行われようとして場合によっては購買をやめるとかですね、第2農協をつくるとかという、日本の農業を構造的に変えるとか、異業種に農業を開放していくとか、そういう一連の中でこの農業委員会の制度も変えられているのではないかなと。そういう意味では危うさも私は感じてちょっと心配をしている一人であります。そんな中で農業者の選挙による選出、投票はないけれども選挙はありましたね、選挙による選出から首長の任命制に変わるというのは正直言って時計の針を逆戻しするような印象を否めません。行政委員会の一つである農業委員会は戦後民主主義の象徴の一つであり、委員を行政の長が任命すると理論上は独立性を担保できないということにもなりかねないわけであります。町長も議員に対する説明で首長に権限集中することは疑問だと説明されました。事実、任命する側の町長もやりにくいのではないかなと心配をしております。そこで現実にはブロック分けした地域推薦がベースに候補者が選ばれてくると思います。その過程で年齢、性別の著しい偏りは避けるとか、1人以上の中立委員を置くという法の趣旨を極力実現していかなければならない任命権者としての難しい立場に立たされるわけです。これから条例で定める14人が果たして答弁にありましたように、年齢階層や男女別で本当に偏らないのか、私はすごく心配しております。町長、それと中立委員はどこからの枠から使って非農業者を選出しなければならないわけですから、地域から推薦が出てくると、そのタイミングの中で任命権者としてはどのように調整を図られるのか具体的にお聞きしたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 質問で、町長に指名されたとしても事務的な今、準備をしていますが、その点では事務局に答えてもらうのが適当でないか、適正でないかと思えます。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君） 今、中立委員の選出といいますか、任命の方の関係でございます。実践会長さん方に一度お集まりいただきまして、前段でも説明し、12月2日にも説明したところではございますけれども、あとこの会長さん方で自分たちが一番頼りにする農業委員でもあるということから、これから中でどういった人選ができるのかというのをこの議会が終わりました今週末にも会合を持たれますし、年末にも持ちながら選出をその中で具体的な候補も上げながら進められるというふうにお聞きしております。その中である程度整理されてくるものというふうにご覧いただいているところではございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） もう一つ聞いていたんですけども、年齢、性別の著しい偏りを避けるという中で、さらに中立委員の選任をするということですから、私はすごい難しいのではないかと感じております。今の答弁ですと、地域の農業委員さん、今の農業委員さんなり地域の会長さんなりの中で、それぞれ実践会等を通じてお名前をあげて、候補者評価委員会ですか、というところに上がって行って、決まった内容をそっくり任命権者である町長がざっくばらんに言って任命するということなのかな。そういうふうにも聞こえましたけれども、それはそれでもあるのかなと私は思います。やはり一番気にしているのは地域の農業者の中で十分議論をしていただいて、ふさわしい方になっていただいて、そ

の過程の中で私が心配している二つ三つの要件がクリアされていけば、そして任命をいただいて議会の同意を得るという流れになれば、それはそれで結構だと思いますので、その調整をされる皆さんが、このあたりの法の趣旨をよく勘案されまして適正に素晴らしい方を選んでいただきたいと思います。

それで三つ目の中立委員です。関連ありますけれども、中立委員の狙いはおそらく先ほど私が触れました国の農業に対する見方、農業の構造を変えようとする中でいろいろな取り引きだとか利害関係、法令に非常に詳しい方ということで、私が調べた範囲では弁護士、司法書士、行政書士というものを国は想定しているようであります。前回全員協議会の説明では役場のOBとか農協のOBという表現がもう具体的に出ていましたけれども、それはいかがなんでしょうかね。法律はだてに改正されているわけではなくて狙いがあるわけです。やはり法律関係に詳しい人を一人以上立てて、今後の厳しくなる農業情勢や農業委員会の仕事に対応できることを狙って中立委員というものをつくってきた。その点、町長どうお考えでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（中山信也君） 中立委員につきましては国の例示ではそういった弁護士とかそういったものがあるんですけども、本町に在住されている方、在住されていない方がなられても構わないことにはなっているんですけども、やはり町の状況なんかある程度わかる方、そういった方で、とりあえずは役場とか農協とかというお話はさせてもらいましたけれども、それは一例でございまして、具体的には農地を持っていない方、農業者ではない方を誰がいいのかをこの実践会長さん方の集まりの中やそういった中からいろいろな声が上げられたのを絞り込んでいかれるようなかたちになっていくのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） だから国はですね、新法を制定するに当たって具体的な狙いがあるって、法の趣旨があって改正をしてくれている。その中で中立委員は先ほど言ったような性格を持たせたいとか持っている。その法律等に詳しい人ほどやはり信頼をおけるのではないですか。それで私は町外の人を充てるというのは、あまりよろしいことではないと。それはもうそう思います。それで町内を見回した場合、弁護士と司法書士は確かいはいはずだと思います。でも行政書士は記憶ではいらっしゃる。その方に法の趣旨に基づいて、その方を任命したらどうですか。今度は町長に聞きます。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 議員にご理解いただきたいのですが、あまり町長がばんばんやるとですね、私が法の趣旨に反するじゃないかと思ってですね、むしろ現職の農業委員の皆さん、農業者の皆さんが第一義的にやはり地域の実情をできるだけ反映して行政に選考委員の中で評価し、そして選んでいただくというのが一番健康的な実態ではないのか。というよりはむしろ今までの農業委員を見ていまして、なかなか手がいない。言っていることはわかるんだけどもなり手がいない。だから川南地区なんかは結局欠員のままとか、そういう悪戦苦闘の中でやはり選んでいただいているという状況もありますので、まず第一義的には、その地域の各実践会や新規の実践会の中で選んだり任命した人たちを評価し、そしてそれを上げていただく。しかし私は全部それは上がってこな

いと思うんです。上げられない。そうすると最終的には、その選考委員なり、今の農業委員さんと候補を選択して、そして最終的に農業委員さんと私の方でお願いをしたり、ぜひ訓子府の農業の未来のためにということをお願いしなければならぬだろうと。これは女性委員も含めてそうなんだと。それから議員言われるように役場の行政書士、今2名いますね出身の方が。その人がいいかどうかということは別にしても、少なからず役場OBというのは、法令に基づいて仕事をしている方々ですから、それにふさわしい人を農協も含めてですね、やはり皆さんのご意見も聞きながら任命しお願いをしなければならぬだろうという予測はしています。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 今のような答弁を先ほどしてくればよかったですけど、何も全然町長、任命権者になるわけですからね、農業委員の今の皆さんと町長が最後は腹くくってお願いしていくということに私もなると思うんですよね。そういうやはり真摯な取り組みというか、一生懸命な取り組みをしていただくということで、そこで選ばれた方は農業者の信頼を得られないわけがありませんので、よろしくその辺はそのように期待しますし、よろしくお願ひしたいと思います。

委員の報酬の件、4番目の最適化は飛ばしまして、答弁でわかりましたので、委員の報酬の改定、これは答弁でもありましたように、まあまあ平均値だと。だけど日頃の農業委員さんの活動を見ているとですね、全部見れているわけではないのですけれども、地元の農業委員さん、それを皆さんの活動を見ていると非常に激務だと思いますね、しかも権利義務関係で相手のある同士の間に入ってですね、あっせん等をしなければならぬ。さらに担い手等の仕事も増えるということで、楽になることは決してなくて厳しい仕事になっていくのではないかと思います。それで検討しないわけでもないというような回答もございましたのでね、ぜひとも活動の実態に合った、また役職の加算もあるのでしょうかね、そういった実態に合わせたことで、急にはできないかもしれないけれども、改定を目指していただきたい。この点、町長もう1回簡単をお願いします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今の農業委員と三役とちょっと話し合いをした経緯があります。やはり同じような議員が言っているように同じようなことが出されました。特に川南地区が土地動かない。そうすると何回も同じ農業委員さんは行かなければいけない。そうすると不平等だとか、大変なご苦勞に対する評価がやはりもっと必要なのではないのかということの意見も出されています。例えば時間給を出すとか、日数で出すとかですね、これらも含めた工夫がこれから必要になってくると思いますので、全体として、会長、副会長の報酬が妥当かどうかということとはまた別問題にして、やはり前向きに検討していかねばならない時期に、制度が変わることによってきていると思います。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） やはりですね、仕事と報酬の関係は密接に、誰が見てもですね、妥当な線というのは私はあると思うんですよね。だから今町長答弁されましたように、すぐは無理かもしれませんが、実態に合うように改定を検討するということが今日お願いをしておきたいと思います。

それでは、時間もありますので、次の質問、大きな質問に移らせていただきます。今

後の事業展開と財政の見通しについてということでございます。

今後の事業展開と財政の見通しについて伺いたいと思います。

1、既存のインフラ等、等ですから施設等も入ると思いますけれども、インフラ等、道路、橋梁、河川、上下水道、特養等の主な施設について、今後10年間の維持管理に係る現時点で想定する事業量・事業費を今の時点でわかる範囲でお聞かせをいただきたい。

2、10年間の代表的事業であるスポーツセンター建設は基本設計3案と事業費15億円がこのほど示されましたが、来春の最終案決定までに行政が町民に対して行うべき対応を伺いたいと思います。

3、既存インフラの維持や今後の事業展開に対応すべき、今後10年間の現時点での財政見通し、地方交付税、それと借入金、起債ですね、借入金、基金、貯金ですね、について、わかりやすく説明を求めます。図表等は資料で求められないということで指摘ありましたので割愛をさせていただきます。

以上3点お願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「今後の事業展開と財政見通しについて」3点のお尋ねをいただきました。

まず1点目に「既存のインフラ等（道路、橋梁、河川、上下水道、特養等）の主な施設について、今後10年間の維持管理に係る現時点で想定する事業量、事業費について」のお尋ねがございました。

既存インフラ資産の維持管理に係る現時点の想定事業費につきましては、変動要素が大きいため平成28年度決算見込みにより予想するとおおよそ35億円と試算されます。

また、これ以外の投資的事業につきましては、主な事業では道路舗装修繕事業が6,200m、橋梁長寿命化修繕事業で穂波橋や中央橋など、除雪車両更新事業が3台、道営山林川改修事業で3,255m、水道老朽管路更新事業で9,240m、配水管路新設事業、基幹管路更新事業を合わせて9,600m、農業集落排水事業の処理場設備更新事業、個別排水処理浄化槽整備事業が30戸などを予定し、約33億円の事業費を試算しています。

なお、特別養護老人ホーム静寿園については、社会福祉法人訓子府福祉会が独立して経営されていますので、現段階での想定される事業等は計上していませんのでご理解をお願いします。

次に2点目の「スポーツセンター基本設計の最終案決定までに行政が町民に対して行うべき対応について」のお尋ねがございました。

スポーツセンター建設につきましては、今年2月からの基本構想をもとに利用者や町民等への説明会を開催し、さまざまな意見や要望をお聞きしたものを反映させて、6月には基本設計を発注し、11月には設計業者から基本設計の3案が示され、現在、利用者をはじめ町民等への説明会を開催し意見をお聞きしているところであります。

基本設計案の説明につきましては、利用者をはじめ、健康・体力関係教室への参加者、まちづくり推進会議や町内会長・実践会長の会議、高齢者団体の会議などに加えて、町民説明会を開催するなど、幅広い方々の意見や要望を把握しているところであります。さらに、基本設計の図面案や面積、概算事業費、財政状況などを12月号広報に折り込み、町民の皆さまにお知らせし、また、スポーツセンターと公民館には拡大した図面等を掲示す

るなど、町民の皆さまからの意見を集約しているところです。

今後の進め方ですが、12月末くらいまでに利用者をはじめ町民等からの意見や要望を集約し、それらの意見を踏まえながら来年1月にはスポーツセンター建設の最終的な基本設計案を決定したいと考えております。

最終的な基本設計案が決定いたしましたら、町民の皆さまへ広報などでお知らせするとともに、利用者などの皆さまの理解を得ながらスポーツセンター建設に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に3点目に「既存インフラの維持や今後の事業展開に対応すべき、今後10年間の現時点での財政見通し（地方交付税、借入金、基金）について」のお尋ねがございました。

本町の財政基盤は自主財源がおよそ3割、7割を国、北海道に依存するぜい弱な構造にあります。したがって10年間にわたる長期の財政見通しにつきましては、毎年度制度改正がある国の地方財政措置に大きく左右されることとなるのは議員もご承知のことと思います。

そういったことから、あくまで現時点の数値であり将来にわたり責任をもてる数値ではないことをご理解いただきたいと思います。

ご質問にありますように地方交付税につきましては、臨時財政対策債を含めた普通交付税の平成28年度決定額が対前年度1億2,500万円の大幅な減額となりました。主な要因はリーマンショック後の平成21年度から措置されていた地域雇用創出推進費が6,400万円、個別算定経費が7千万円減額算定されたことが大きく影響しています。

現在の普通交付税算定については、11月に翌年度の全国の地方財政計画が公表され、計画に基づいた地方交付税を概算要求する制度となっていることと国が進める政策、例えば先ほど申し上げましたリーマンショック後の地方経済対策、地方創生総合戦略に基づく人口減少対策費や地域元気対策費などが算定されます。

これらの特別措置は通常のルール分の外出しであり、加えて期限や実績に応じて算定されるなど試算することが難しい状況にあります。スポーツセンター建設に関する住民の皆さんにお示した今後5年間の財政状況の見通しでは、平成33年度の普通交付税を7%の減額と見込んで試算しています。

このような状況にありますので、10年後の数値につきましては現段階ではお示しすることができないことをご理解願います。

次に、借入金と基金についてであります。普通交付税が前段でご説明したとおり試算が難しい状況でございますので、経常的な経費につきましては歳入、歳出が均衡することを前提に、投資的事業において借入金、公債費、基金繰入金を試算した結果10年後の平成38年度末の公債残高が約40億円、基金残高が約29億円、10年間の公債借入予定額は約30億円と試算しているところであります。

以上、お尋ねのありました3点についてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） それでは具体的な再質問をしていきたいと思っております。

既存のインフラといいますか、施設も含めて10年間、28年度の決算見込みに基づいて予想したと。苦しいなと思って聞いていましたけれども、28年度の決算ということは、

その数字で10年間、ちょっと流してみたということなんです。私はあまり財政詳しくはありませんけれども、そういう印象であります。けれども事業によっては具体的な数字が個々上げられております。この33億円の事業費とありますけれども、事業をいろいろのせていただいて、これは私どもに配られたスポセンのときに配られた平成33年度末までの財政見通しに入っているんですか、具体的にこの数字を入れて推計されましたか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、1点目の部分で再質問をいただきました。基本的にはインフラ等ということでご質問いただいておりますので、道路、橋梁、河川、上下水道のみで算定してございます。議員言われるとおりの28年度の決算見込額しか現段階の維持管理費というところでいくと算定できないということで、実態とすると掛ける10でございます。ですから単年度で3億5千万円かかっていますということです。それと加えて今、ご質問のあった今後の具体的に言いますと投資事業と維持管理事業はちょっと分かれています。予算の説明でも投資的的事业は別立てで説明しているとおりの、現在10年間における、これらのインフラ等にかかる部分が33億円ということでございますので、11月にお示しした数字の中にはこの数字が含まれてございます。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 平成33年度末の折れ線グラフを使われた財政見通しと表題のついた図ですね、傍聴の方にはちょっとわかりづらいかと思いますけれども、スポーツセンターを建てることで平成33年度までのいろいろな数値を予想したもので、簡単に言うと40億円ぐらいある貯金ですねいわゆる、貯金が32億、30ちょっとぐらいまで落ちて、借金も逆にかさんで51、52億円になるということだったと思います。手元に資料あります。その中に今ここにあるインフラの部分は入っているよと。今後その5年間、33年までの投資的的事业とか、新しい何か事業というものは入っていない。28年度の数字プラス、私が聞いたインフラの主だったところを入れて、それは示されていた資料にもそのようになっていますよという回答だったということだと思います。もっともだなどと思っ聞いていてももっともだなどと思っすけれども、このインフラの示された事業が果たして適正な事業量なのかというものはまた別な話でありましてね、先日配られた訓子府町公共施設等総合管理計画というものにインフラと各公共施設の維持管理の課題が記されている、こういうものがありますけれども、これを見ると50年間というすごいスパンで書いてある部分があって、927億円だったかな、927億円で1年間19億円だと。そういうくだりがある。そして1人あたりに換算すると27年度では町民1人あたり35万7千円になるんだけれども、50年度後は過疎化も進行するので1人あたり630万円かかるよと。これはまあ総論というかね、マックスやったら、こういうことだよということでもあります。だからこの中からどれを取り上げて、いつどれだけやっていくかということの問題になるわけですね、場合によっては廃棄という、施設等の廃棄ということもあり得る。だからこの927億円と素直に私はとっていませんけれども、ただ、今の時点ではマックス拾うとこんなにあるということでもあります。一方で人口激減、少子高齢化、財政ひっ迫なども想定し、経費縮減と機能維持の両立が大課題だと強調もしております。これ文章で書くところになるのでしょうけれども、現実にもあったようにインフラの主だったところを拾っても5年間で33億円だと。そのほかには投資的的事业もある。ソフトの

こともある。先ほど工藤議員の質問にもあった国保税の値上げもあって、多分私は一般財源からの持ち出しが増えると。増えないとやっていけないと思います。そういうソフト、ハード、既存、新規、もろもろを考えたときに、ちょっと厳しいなというのが一つと、それが入っていない平成33年度末のスポーツセンター建設にからんで示されたあのグラフ、結構いっぱいいっぱいにきているのではないですかうちの財政は。どうでしょうか。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、将来にわたる財政状況の部分でちょっとご質問ございました。数点ちょっと考え方も含めてですけれども、まず議員のご質問は、10年後の数値ということでございましたので、今回の答弁においては38年度末ということでございます。今のご質問は先ほどというか11月に出したスポーツセンター用の財政推計で33年度末ということで理解した上で答弁というかですね、お答えしたいと思っておりますけれども、先ほど言っていた投資の部分でございますけれども、そういった意味では5年間の部分の投資額につきましては現状でいくと5年間で60数億円をちょっと計上してございまして、議員言われるところでいきますと、現状考えられるところで各課から上がってきている新規も継続も含めて農業基盤も入れた事業費を計上しているということでございます。それで経常経費とのやり取りとの部分は、この33年度末の部分でいきますと一定程度やってございまして、交付税も先ほど申し上げたとおり、対28年度7%減ということで33年度予定というか予想してございまして、そういう意味では5年間の財政推計としては、いろいろな事業も含めた中で推計をしてございまして、その結果として、議員先ほど言われたように、基金の残が32億円で借金というかですね公債の残が51億円というような数字になっているというところでございますので、そういった意味では5年間の部分でしか一定程度見通せないということもございまして、一定程度5年間については大丈夫でないかなというような見通しで町民説明会等では説明に当たってございます。それと公共施設の管理計画の部分でございます。これもですね、人口1人当たりの部分でいきますと2060年、先ほど600数万円ということで、630万円ということで議員おっしゃられましたけれども、62万9,973円でございますので、一桁ちょっと額がずれているということで、そういった意味でも昨年度は35万6千円でございますので、倍弱ぐらいにはなるということで、これも議員言われたとおり総論としてこれだけかかるんだよというところでございますので、今後各施設等の部分の建て替え更新については施設ごとにさまざまな議論をしていくというような状況でございましてご理解いただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 600なんぼというのは私の言い方の間違いでした。30数万円が600万円になるわけではなくて、手元の資料でも60何万円と書いてありました。それでちょっと33年までは見れるものは見ているよということですね、それは私もそうやって受け止めているし、そういう意味で見た上でちょっとぎりぎりというか、結構つらいところにいるのかなと私は思っています。それは後でまた三つ目で聞きます。

それで二つ目のですね、スポーツセンターの関係であります。答弁内容は議員に事前に説明があった内容とそう大差がないわけで、12月中といっても半月もありませんけれども、そのように意見を聴取するのかわかりませんが、1月中には三つの案から一つ

に絞り込んでいきたいということでありました。ただですね、建物は12億円台で建物はそんなに変わっていないと事務局からよく説明ありすけども、それは3案見ても大体そうです。ただ総事業費という点で町民の皆さんは捉えると思うんですよね、そうすると私が前の議会で質問した「14億円いくのではないですか」という問いにはっきりした答えはありませんでしたけれども、ふたを開けてみると三つの案とも15億円を超えております。やはり設計したらこうなるんだなど。思っていたことは間違っていなかったなど変な関心もしながらいましたけども、この15億円が実は問題なのであって、町民はこの間の折り込みですか、折り込みとか、北海道新聞のまちづくり委員会の記事、それと訓子府新報への記事等で目にされたかと思えます。目にされた上です。見た時点でびっくりされたと思うのですよね。実は、わざわざ私が意見を求めることはめったにないのですけれども、機会があつていろいろな方にお会いしていたら「やはりちょっと金額が大きくなっちゃたよね」とか、人によってはこども園が素晴らしい立派なものできて非常に町長に感謝していた、これ複数の若いお母さんですけれども、スポーツセンターの話聞いてびっくりした。「えっまた大きな買い物をするのはちょっとどうでしょうか」というようなことも正直言っていました。全くうそではありません。だから15億円なんてみんなびっくりしているんです。これ本当のことですよ。びっくりしている。そして建設やこども園に理解をしていた人たちもびっくりしている方もいるということもありましてね、このまま16日の町民説明会、おそらくそれぐらいだと思うんだけど、それをもって12月で意見を聞いたということで1月の案の絞り込みに行くのはいささか乱暴でないかなと私は思っております。これ禍根を残しますよ。こんな進め方したら。使う人と使わない人の心の落差が大きすぎるんです。この落差を少しでも埋めるのは説明を尽くすしかないんです。納得いただかなくても説明を尽くすと。説明をする側、説明をされた側、そういう思いにある程度至らないとですね、私はちょっとまずいのではないかと思います。建てますよといつて700人集まって直接説明したと。案を絞ります、15億円かかりますといったこの大事なときに700人を超える人に会う努力をしませんか。町長どうですか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 15億円が高いか安いという、私自身は山田議員がいつも言うように身の丈に合ったというのはいくつなんだと。これはやはり現状のスポーツセンターの面積は一つのベースとしては考えられるのではないのかと。しかし700人に及ぶ話し合いをした結果、結果的には大きな国内の大会ができるようなというのは少なかったけども、2階を走れる、バレーボールコートがやはり安心してバレーボールできるようなものをしてほしいとか、さまざまな声の中であそこの面積が出てきたと。それは一つの15億円、外構も含めて15億円という点では確かにそれが高いと言えれば高いかもしれませんが、私は最善の説明をしながら施設の着手をしていかなければならないだろうと。これ時期もありますので、その点ではこれからの努力を可能な限りしていかなければいけないというふうに考えています。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 私はひと言も高い安いつてまだ言っていないけれども、13億円ぐらいだという説明があつたのが15億円に変わったことに理解は進んでいないのかと言っているだけです。そしてびっくりしているわけだから、その説明を尽くしてい

ただきたいと言っているだけであります。そのことが行政にとっても町民にとっても少しはいい方向に進むのではないかとことを願って言っているだけであります。そこで15億円ということでもありますけれども、私はさらに心配していることがあって、2020年に東京オリンピックが行われる。そして相次ぐ天災がある。そういう中で国庫も国の金庫も相当疲弊してきていくし、相当な支出がなされる、予定されているわけですよ、そういう中で資材費の高騰だとか、労賃の高騰、労賃取り合いになるのではないかと私は想定するんですけど、そういったさらに伸びる心配もあるんですよ、正直に事務局はそういう可能性も否定しませんということまでは私たちに正直に説明してくれています。でもそれは町民に届いていないと思いますよ。私は会った人をかき回す意味で言っている気はさらさらないけれども「いやぁ高くなる可能性もあるよね」と話はしている。だからそういうことも含めて今、町長が可能な限りということ、説明に徹するということから、そういうことを素直に聞けば、よもや16日の町民説明会だけの取り組みなんてことはいと解釈しますけれども、そのことが一つ。

それともう一つは、どうなんですか、三つの案、1、2、3ですか、その案の中でも積算されている、その数字を実施設計に当たっては少しでも経費を節減するほうが少し幅、工種によって建物以外にもあるのではないかなと私は見ている。素人目で見えていますけれども、その2点どうですか。

○議長（上原豊茂君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） ただいま、町民説明会、今週の16日にあるんですけど、利用者以外の町民に対する説明という意味で、それ以外にも含めて可能な限りどうなのかというお話だと思いますけど、まず私どもは基本設計案を出した中で、広報の折り込みでこの部分を町民にお知らせして、ご意見をいただくように、幅広い部分でとっております。それとスポセンと公民館に置きながら。それと利用者だけではない、さまざまな団体に向けても今、行っているところですので、私たちとしても時期的なこともありますけど、可能な限り、その辺のところを踏まえながら意見の集約をしまいたいと思います。それと実施設計に当たっての経費の削減につきましては、また構造的な問題もありますけど、私たちもそれに努めるように努力をしまいたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 山田日出夫君。

○4番（山田日出夫君） 時間がないので困っていますけれども、ぜひですね、私がどうのこうのっていうこともありますけども、町民は15億円の話と折り込みを見て新たな思いをしている、新たな段階に入っていますから、その思いとかいろいろな思いがあると思います。それに少しでも寄り添うという表現はちょっと福祉的ですけども、なるべく近づけられるように、解消できるように、理解をいただけるような取り組みをお願いして次に、時間ないのですけれども、三つ目です。三つ目の中期的といいますか、10年間、平成38年の末というか38年度までの財政見通しを聞きました。これはなぜ聞くかというところ、総合計画の年と全く一致するし、スポーツセンターの予想が平成33年までということもありまして、あと5年間という、そういうスパンもあって、たまたまこの10年間が一致したわけでもありますけれども、回答を見るとそつない回答で、気持ちもわからないわけじゃないけどもありました。今の時点ではちょっと見通せない。

○議長（上原豊茂君） あと3分です。

○4番(山田日出夫君) 職員個人の思いとしては全く私理解しないわけではありませんけれども、まちづくり推進会議の席上、担当者である課長はあのグラフを示しながら簡単に言うと数年間は私には合併など聞こえたんだけど、他の議員は聞こえなかった人もいたけれども、合併などはしないで自立していきますよというようなことを言った。確か私は聞こえました。それで、えっ大変なことだなと、やはり町民がぼんやり心配していることは心配という段階では当たっているんですよだから。なんぼ心配するなと言ったってね、担当者を責める気はありません。むしろ担当者があのようなことを言ったということは私は良識を感じましたよ正直言って。だから33年であと数年大丈夫だと言ったら、38年までどうなのだろうかということなわけです。そして今回聞いたら、今の時点では推計、見通しできませんということですからね、これはちょっとやはり私だけではなくて非常に心配だし、やはりもう切羽詰っているのではないですかうちの財政。こども園とスポーツセンターを二つやったことで、二つだけではないですよ、これだけではない、これだけではないことは断言しておくけど、これを契機にと言ったらいいかな、非常に厳しいところに立ち入るのではないですか。町長どうですか。

○議長(上原豊茂君) あと1分です。

町長。

○町長(菊池一春君) あの時もお話したかもしれませんが、この5年間は担当が言ったのは自立可能だと自立可能。合併はする必要はないなんて言っていないはずで。自立は可能だと。それと私が深見さんから預かったときの財政状況とこの皆さんの努力で基金も含めて借金の返納も含めてかなり好転した。国の政策もありますから。だから基本的にはうちの基準財政需要額を30億円と、大体28億円から29億円ですから、基金は30億を減らすことが少なくてもあってはならないということです。一時的に凸凹はある。30年度は非常に厳しい。スポーツセンターと山林川やいろいろな事業がかかりますから、しかし総体として、この10年間のスパンでは、そうした支障をきちんと位置付けながらわれわれは財政健全化に懸命に努力していかなければならないということですので、5年間は自立可能ということで心配ないと言ったままでございます。

○議長(上原豊茂君) 山田日出夫君。

○4番(山田日出夫君) 自立と合併しなくていいとどう違うのか、私はいまだにわかりませんが、いずれにしても厳しいところに差し掛かっているということは、もうあれです、基準財政需要額はぎりぎりの数字ですからね、そこを維持するという事はもう大変な状況にきているという、これ解釈の違いかもしれない。私はそう思っている。今後も健全財政に努めていただきたいと思います。

終わります。

○議長(上原豊茂君) 山田日出夫君の発言が終わりました。

ここで午後3時20分まで休憩といたします。

休憩 午後3時11分

再開 午後3時20分

○議長(上原豊茂君) 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

山田代表監査委員から本日この後欠席する旨の報告がありました。

それでは、次に、2番、須河徹君の発言を許します。

須河徹君。

○2番（須河 徹君） 2番、須河です。質問通告書に従いまして2点の質問をさせていただきます。

まず、1点目にですね、台風被害の復旧工事の進捗状況と今後の対応についてを伺います。

本年は、開基120年を迎え記念すべき年であり、町民協力の下、各種行事が滞りなく遂行されています。

その中において、8月17日の台風7号から始まり台風11号、9号、そして8月30日・31日の台風10号と、全道各地で大きな被害が発生しました。本町においても訓子府川を中心に道路、農地に大きな被害が発生しました。本町の災害発生における、町道、河川、排水路の維持管理と防災対策についての考えを伺います。

1点目に今年の被害状況と災害復旧の実施状況を伺います。

2点目に災害復旧の原状復帰型対応についてどのように考えるかを伺います。

3点目に日常の維持管理の対応は適切であるか伺います。

4点目に今後の災害復旧財源の見通しについて伺います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「台風被害復旧工事の進捗状況と今後の対応について」4点のお尋ねをいただきましたのでお答えをいたします。

まず、1点目の「被害状況と災害復旧の実施状況」についてのお尋ねですが、今回の一連の台風により、小規模なものを含めると相当な箇所被害を受けておりますが、中規模以上の被害につきましては、現地調査の結果、53か所ございました。

調査後、復旧方法について仕分け作業を行い、北海道の所管箇所などを除き、農業災1か所、公共災2か所、単独災18か所、直営対応23か所となり、9月議会追加提案により災害復旧費として議決いただいたところです。

実施状況については、紅葉川復旧工事に係る農業災は年度内契約、翌年度実施であり、駒里弥生線・西33号線復旧工事の公共災は2月中旬までの工期となっておりますが、通行可能な状況となった時点で現場検定を行い、早期復旧に努めてまいります。

単独災については、1月末を工期として現在施工中であります。

直営工事については、ほぼ終了しておりますが、これは、復旧を急がなければ被害の拡大が想定された道路・河川の修繕や次年度の営農に支障が生じる箇所が主となっております、各実践会からの要望に完全には応えきれていないものと認識しております。このことについては、先の実践会長会議で説明し、次年度の要望として整理いただくこととしております。

次に2点目の「災害復旧の原状復帰型対応についてどのように考えるか」とのお尋ねですが、9月定例町議会において、須河議員から「災害時はいつも同じ場所が被災する」とのご指摘を受けましたが、今回、農業災で復旧工事を実施する紅葉川については、この10年で3度の被害を受けるなど、その典型といえます。

前回、「国や議員に対し改善要望を行っていく」と答弁したとおり、さまざまな機会を通じ要望活動を行っておりますが、先に北見市で開催された自民党移動政調会においても、紅葉川の事例について説明し、現況に即した計画高水位への見直しの必要性など、現制度

の問題点を指摘したところでございます。

道路については、今回の西33号線復旧工事において、横断管の断面が小さいことが被害拡大を招いたとの地元の主張が反映され、断面を大きくすることが認められるなど、制度改善が進んでおりますが、河川については、断面を大きくする復旧はその下流域全体に関わる問題となることもあり、改善が進まない状況となっております。

今後関係機関に対し、粘り強く要望活動を行ってまいりますのでご理解をお願いします。

3点目の「日常の維持管理の対応は、適切であるか」とのお尋ねですが、現在は、担当による毎日の見回りや実践会長、町内会長を中心とした地域からの要望やご指摘などに基づき、主に直営事業として計画的な維持修繕活動を行っているところです。

今後も、地域住民の皆さまの声を受け止め、町道、河川、排水路の適切な維持管理に努めていく考えでおりますのでご理解をお願いします。

4点目の「今後の災害復旧財源の見通し」についてのお尋ねですが、9月議会で追加補正いただいた国庫補助金や起債などを財源とした中規模以上の復旧工事については、そのほとんどが入札等を終えており、予算内の事業実施となっております。

しかしながら1点目で答弁したとおり、地域要望に答えられていない事業がまだ多く積み残っており、これらについては、次年度予算の一般財源で対応してまいりたいと考えております。

以上、ご質問のあった4点についてお答えをさせていただきましたので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 災害復旧につきましては、9月の第3回定例会で道路災害復旧事業費3千万円、河川災害復旧工事600万円、紅葉川災害復旧で4千万円等の補正予算等が計上されました。このことについて本災害は、そのような災害対策を行いながら、今年度の災害においては、特に訓子府町において、農地災害復旧助成事業、これが新たに実施されておりました。今までにない助成事業でありました。実施されると、要望調査面積、補助対象面積は最終的にどの程度積み上がったのか。また補正予算においてですね、700万円程度だという具合に理解しているわけですが、その範囲内におさまった事業なのか、またその事業全て今年度に行えることがあるのか、4番目にですね、そのほかの排水路の土砂上げ、断面復旧工事の要望等がどの程度あるのか。その辺を伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） ただいま農地災害復旧助成事業に関しましてのご質問がございましたので、お答えいたします。まず災害発生後にですね、JAを通じまして調査をいたしました。その結果40万円以上の工事費がかかる箇所が32戸61ほ場が申請として上がってきております。それにつきまして、うちの方で審査をした結果、全て認定するというところで進めてございます。助成額につきましては当初の9月の議会では700万円ということで補正をさせていただきましたが、今回上がってきた部分でいきますと1,044万5千円という助成額で想定をしてございます。ただこれにつきましては全て工事が終わったわけではございませんので、見積もりの段階等での積み上げでございまして、今後最終的に確定するのは全て終わってからということになるかと思っておりますけれども、差

額の部分につきましては3月補正等で対応したいというふうに考えてございます。それから今年度どのぐらい進んでいるかという部分に関しましては、一応農家の方から要望の中で28年度で終わらせたいと。事業を終わらせたという申請が21戸40ほ場ですので、約60%が28年度で終わらせたいということになってございます。それから実際にもう12月末までに終わらせるというところが5戸10ほ場ございます。この方につきましては全て事業費、助成額が確定しておりますので、12月に町から助成をするということで現在事務を進めてございます。残りの11戸21ほ場につきましては28年度事業ではなくて29年度、雪解け後に対応したいという農業者からの要望が出てきております。

以上でございます。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 災害復旧助成事業ですね、非常に多くの農業者が使われているということでございまして、ただ今年度に事業終了ではなくて来年度に引き継がれるということでございますが、この事業について今後また災害があったときにこの事業は継続されるか、今年度のみだという具合にされているかということを伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） この助成事業につきましては、基本的に災害が起きて、それに対応しまして農家さんの被害が甚大であるもの等があった場合について助成をするということで確保も行っております。今年度も当然行いましたので、今後災害等が起きて農地、それに関連するものが被災を受けた場合については、その都度町の方でもJAとか協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、単年度、今回だけでもう終わりということではなくて、今後災害が起きればその都度協議をしながら進めたいというふうに考えておりますのでご理解ください。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） この事業関係でですね、非常に先ほどの答弁でも言われましたように、各実践会との要望等で積み残しがあると、まだまだ全部消化しきれていないということもございました。これ町道の側溝、排水路、それからのり面崩壊等で手つかずの場面というのは、これ春まで置いておくそうですね、かなり大きく被害が広がっていくのではないのかなとは予想されるのでございますが、その辺をどのように考えておられるのか伺いたい。それからこれは平時の話になるのですけれども、災害時ではない場合ですね、各実践会から積み上げられた要望に対して、なかなか100%の工事が実施されないと。大体3分の1程度の例えば土砂上げとか、のり面復旧とかという事業に対して3分の1程度の事業しか進まれていると。なぜなんだと聞くと、これはちょっと誤解もあるかもしれませんが、予算がこれまでしかないの、ちょっと手を付けられないという答弁もかえってきております。その辺でですね、そのことについて、災害発生の復旧対策では土砂上げ等とか雑木処理、そういうことが必要になるわけでありましてけれども、平時からですね、減災対策としてですね、そういう事業もしっかりやっておけばですね、結構防げたところが数多く見られたなと思います。その辺でそういう減災対策により管理についてどう思うか。というのはですね、これ予算組みの中ではされていませんよね、災害の復旧予算というのが。それも含めて伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君）　まず災害の今回の被害の関係で春まで放っておけない部分がたくさんあるだろうというような問題、これについてはかなりあると思います。それで先ほど答弁した部分について、現在特に単独災でやっている事業については、これから事業を実施しますので、われわれとしては春まで置いといたらまずいものについては、この単独災を、あと直営でやっちゃったものも含めてはありますが、こういったものである程度拾っているというふうに認識はしています。ですから一部は春まで残さざるを得ないものもあるのかもしれませんが、それについてはどうしても見えない部分というのがあると思いますので、これはこの間の実践会長の中でも新たな要望として上げていただきたいということでちょっとお願いしたという経過があります。ですから一応1月末までの単独債の事業の中である程度多分須河議員が心配している部分は拾っているのかなというふうに思っております。それとあと各実践会の要望というのは3分1ぐらいではないかといえますけれども、もっと応えていないと思います。実際にはかなり要望というのはいただいています。今回実践会長には新たにA B C Dのランクをつけてちょっと回答したということもありますけれども、これについては確かに予算的なもので実施できないという面もありました。ただこれについては、実はそういうことで特に側溝ですとか配水の関係が多かったもので、これについては28年度の当初予算では1千万円ということで昨年度の倍予算付けをしていただいて急ピッチで対応して、全部ができたわけではないです。今回ちょっと災害が重なったものですから、そういった部分ではある程度来年度以降も、もし予算が議決されればの話ですけれども、来年度以降もある程度加速はしていくのかなというふうには思っています。あとは物理的な面ですとか、人的な面、機械的な面もあるし、あるいは上げていただいた要望自体が実際に本当に町がやるべきものなのか。畑から出てきているものとかね、そういったものもあるということで今回明確にちょっとDという回答もさせていただいたんですけれども、そういったものも実はあるということでご理解をいただきたいと思います。

それとあと減災の関係ですね。これについては、かなりやはり漁協の関係もあって、かなり問題になっていると思われまます。今回は町としても要望して、特に被害が多かったのは訓子府川になりますから、訓子府川の件で町長と関連実践会長も含めて要望に行き、北海道にも要望に行った経緯があります。それでこの減災の関係については、先日電話いただきまして、訓子府川においては駒里地区より上流の方で雑木処理ですとか、土砂処理、こういったものを今年中に入札して今年度中に何とか計画的にやっていきたいというような回答もいただいていますので、そこら辺はたぶん予算の関係もあるので、なかなかそう一気にはいかないと思いますけれども、そもそもそういったものも起きないようなかたちの対策というのはこれから国や道の方でも多分進んでくるのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　須河徹君。

○2番（須河 徹君）　減災対策について伺いたいと思いますけれども、平時よりですね、地先のところの河川、排水路等の整備に対してどのような対応をされているか。それから北海道管轄の河川等ありますよね、その例えば雑木処理とか、土砂上げとかについては、どのような対応をされているのか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君）　建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 北海道管轄の部分については先ほど言いましたとおり、こういったものがありましたら速やかに今土現といわないですけども、旧土現の北海道の方に対して要望するというようなかたちになっておりますし、あと町管理のものにつきましては、いずれにしても直営でできるものについては直営で対応していくといった考え方で進めてまいります。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 非常に細かいところの話をして申し訳ないんですけども、やはりこういう災害を少しでも防ぎたいというところで質問させてもらいたいんですけども、減災においてですね、例えば北海道管轄の河川の中に土砂がたまって雑木が上がってくると。その雑木が15cmとか20cmの深さになってくると。それまでに全く土砂上げとか対応がなされていないと。ところが過去の話、その地先の人に聞きますと過去においては訓子府町の担当者が北海道なりにいって、そういう対応をされていた時代もあったんだと。ところが今はなかなかそういう対応をしてもらえなくてですね、非常に大きな危険な状況になっているという話を聞きます。それからもう1点は、これ多分町長のところに夜伺われた地域の方がいると思うんですけども、河川の砂利処理等をですね、河川にたまった土砂の排出等を地元でやらなきゃ駄目だということで行政に申し込んだところ、それはもう危ないからやめてくれと。そうするとやめてくれといわれたんで放っておくといつまでたってもどんどんどん砂利がたまっていくと。それで今回みたいな災害になったときに越水、溢水してしまうと。あふれてしまうと。結局その辺の対応のところはしっかりしていないためにですね、かなり被害が出る危険な状況になっているところもあります。これ一部かもしれませんが、そういうところの対応の見直しはやっていかないと、まだまだ危険な箇所、今年の場合は、訓子府川を中心に非常に大きな災害になりましたよね、これ温根湯とか置戸の山奥で3km、4km、こう訓子府側にふれたときにですね、雨の位置がですよ、そうしたときには今、清住とか豊坂とかあっちの方も被害等まだまだ大きくなったと思うんですよ、訓子府川以外も。そういう意義からすれば危険箇所というのはかなりあると思いますので、その辺の考え方についてどう思うか。そしてそういうところの箇所のリストアップとかカルテをつくる。これ前にもちょっと質問したとは思いますが、そういう管理をする考えはあるのかどうかを伺いたいんですけども。

○議長（上原豊茂君） 建設課長。

○建設課長（山内啓伸君） 特に北海道道管理2河川の部分ですとかについての土砂上げの部分ですとか、あるいは雑木の関係ですとか、こういった部分については実際本来は河川管理者がやるべき仕事ということになりますので、われわれとしては北海道に対して要望していくというようにかたちで今回のようにやはり少ないかもしれないですけども、ある程度これから置戸の方に向かってずっと進めていただけないということも聞いていますので、そういったような整備は、依頼はしていきたいというふうに考えています。

あとは地域である程度担って、あるいは町である程度担って、そういったものをしていく。確かに地域だけでそういうことをやって事故になったら誰が責任を負うのかというような、かなり整理しなければならない問題もあるとは思いますが、そこについては、そういった話があったということも聞いていますので、河川管理者、北海道の担当者ともちょっと話はしてみたいなど。今後の検討課題ということでご理解していただきたい

と思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 要するに地先とか地域でもしやる意思とか、やれるものがあるのであればですね、やはりその辺も行政が聞きとめてですね、次の対応を打っていただきたいなと思います。

次に、河川排水路における氾濫の要因の一つにですね、原因としては上流部の基盤整備、畑総事業等が実施されてですね、それから事業面積いっぱい幅で畑をつくると。そういう事業のためにのり面崩壊とか下流部において災害が発生するというようなことが何回かこの場で質問したときにそういう答えも返ってまいりました。今回も含めてもそうなんですけれども、基盤整備事業や農地の工事による水害発生は要因ではありますが私も原因ではないと思うんですよ。今までその水路に対する面積が、山を切り開いたとか、そういう面積というのは平成に入ってからほとんどないですよ、そういう意味では農地の面積は増えていないんですよ。ただ平らにただとか暗渠あんきよを入れたとか、そういう事業はやっております。その意味で下流の排水路や河川があふれるということが原因と捉えて手をこまねくというのはちょっと違うのかなと。そうではなくてやはりですね、その排水路とか河川の完成したときの状況、確実に私は容量不足ではないのかなと、河川の。それから異常気象による集中豪雨、想像を超えた雨量だということでもってですね、やはり先ほどの答弁にもありました町長がいろいろなことを、対応を国に求めているということもあります。そんな中やはり農林水産省は理解されているけども財務省が理解してもらえないということもございますから、この辺はですね、やはり基盤整備の関係で水量が多くなっているという判断ではなくて、やはりその河川が対応する面積、それからそこに降る雨量、果たしてその河川がしっかり排水するだけの能力を持っているかということまでですね踏み込んで事業計画を立てないと、紅葉川についても先ほど言われましたように、3回ぐらいやっているということで多分1億円以上のお金がつぎ込まれていると。それでこの後そういう災害がないかという確証は全くないと。そのほかにもまだ危険な箇所があるということで、やはり災害についての河川の考え方をもう一步踏み出す時期に来ているのかなと思いますし、そういうものを町長はじめ職員の皆さまにしっかりと国なりに持っていきただけのデータとかですね、数値をこれから出していかないと理解してもらえないのかなと思います。その辺について町長どう感じられていますか。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 基盤整備によって排水の流量が増したからということではないんだと。むしろ異常気象によって水量が大きくなってます耕そのものがやはり足りなくなってきたんだと。もう現状に合わないんだということで考えていくと根本的な考え方をやはり示していかなければ、国に要請していかなければならないのではないかと思います。ただ、見ているあれでは、両方の側面というのはやはりあるのではないかと。紅葉川でいいますと、かつて私が訓子府に来たころは蛇行していた川でしたよ。それをやはり直線の河川にしたことによって、一気に木がなくなる。そして一気にやはり出てくる。しかもそれは国営の直轄でやってきた事業でありますから、そういう現状からしてみると今の災害があった原状復旧という考え方でいいかどうかということは、これは須河議員が自民党の支部長として武部代議士に私が強く図示をしながら説明したというのは、これはもう農林水

産省に行っても北海道開発局に行っても同じ説明をして、強く要請しているんですけども、やはり財政的な壁があって原状復旧が限界だということがありますから、これはやはり強く今後も政治的な運動も含めてですね、ちゃんとやらないと本当に災害に則した復旧にはなっていないのではないかと思いますので、今後も努力していきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 農林商工課長。

○農林商工課長（遠藤琢磨君） 私の方から補足をさせていただきたいと思いますが、今回の紅葉川の災害復旧事業に関しましては先月、農林水産省の査定官、それと財務省の立会官が来まして査定を受けたところです。その中で農林水産省の査定官の方から今回原状復旧というのが災害復旧事業ではもうそれが大前提でございますので、それを変えることはできないというようなお話の中で、その中で実は今、須河議員が言われたように、まずこの河川の流量、それから断面等が今の現状に合っていないのではないかなというようなご指摘もございました。やはりそれをまず根本的に直すべきというようなお話もあり、財務省の立会官にもその旨お話ししております。ただ、それがすぐ変わるかどうかというのはいわかりませんが、農林水産省の中でもやはり根本的な部分の見直しということも少しづつ考えてきているのかなというふうには感じておりました。

以上です。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） やはり今、町長が言われたことをですね、しっかりバックデータを、職員の皆さんもつくって、国なり農林水産省や財務省と話すときにしっかりとした答えを持っていけるようにですね、その辺の調査とか研究もしていただきたいと思います。

そこで災害に関してはここで終わらしまして2点目に移りたいと思います。

2点目にですね、公共施設の今後のあり方について伺います。

本町公共施設のあり方を示した「訓子府町公共施設等総合管理計画」が示されました。この総合管理計画では公共施設（建築物）、それからインフラ資産、水路と道路とかに分類されています。

この計画は長期的視点を持って、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するとあります。財政面では、人口減少による税収の減少、社会福祉関連経費の増加により財政のひっ迫など、現行水準での施設投資は困難であるとの結論。今後の計画推進においては、町民との議論が必要であり、理解と協力を得なければならないと考え、見解を伺いたいと思います。

1番目に、総合管理計画では、町民ニーズ、それから町民に対するサービスにどのような変化があるか伺いたいと思います。

2番目に、公共施設の更新建て替え、維持管理における費用対効果の考えを伺いたいと思います。

3番目に、総合管理計画によるコスト削減により、効果はどの程度なのかを伺いたいと思います。

4番目に、管理運営経費の財源内訳と受益者負担割合、今後の受益者負担の考え方はどのようなか伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「公共施設の今後のあり方について」4点のお尋ねをいただきました。

訓子府町公共施設等総合管理計画につきましては、平成26年4月に国から地方自治法に基づいた技術的な助言として、すべての公共施設の総合かつ計画的な管理を推進するための「公共施設等総合管理計画」の策定が要請される中、国の施策の方向として過疎対策事業債の同意基準、社会資本整備総合交付金の採択要件に影響を与えることや道路、河川、上下水道などのインフラ資産をはじめとしたすべての公共施設を対象とする総論としての位置付けにあります。

そういったことから、今後将来50年間におよぶ施設更新費用の推計を示し、各部署で管理していた各施設を一元的に把握し、施設の統廃合、複合化のほか長寿命化、民間資金導入などにより一定の行政サービスを維持し、長期的な財政支出の削減をはかる公共施設管理体制等を整備するとともに、将来の方針をお示ししたものであります。

それでは、1点目の「総合管理計画では、町民ニーズ、サービスにどのような変化があるかについて」のお尋ねでございますが、上下水道、道路、橋梁^{きょうりょう}、河川などの住民生活の根幹をなすインフラ資産については、日常的な維持管理のほか施設の長寿命化、更新計画などにより住民の快適な生活を維持できるよう整備を進めてまいります。

一方、建築物である公共施設につきましては、地域性、利用者ニーズを住民議論を通じ把握し、財政支出を見通した中で行政サービスを維持するよう議会とも協議、検討してまいりたいと考えています。

次に2点目の「公共施設の更新建て替え、維持管理において費用対効果の考えについて」のお尋ねがございました。

公共施設建設等につきましては、社会経済情勢、時代背景、町民ニーズなどから整備、維持管理されてきたものであり、すべての施設が住民の暮らしに重要な役割を担っていると思っています。

そういったことから、公共施設等がコミュニティー、生涯学習、健康づくり、文化振興などの住民福祉の向上、まちの魅力づくりの一部につながっていくものと考えております。

次に3点目に「総合管理計画によるコスト削減効果について」のお尋ねがございました。前段でも申し上げましたが、本計画は総論としての位置付けにありますので、具体的な効果はお示しできませんが、例えば耐用年数50年の建築物において長寿命化改善工事を実施し、耐用年数を25年間延伸した場合には150年間で更新費用が3回から2回になるなどの効果が考えられるほか、一元化された組織が長期的な視点を持つことにより財政負担の平準化が図られることなどが挙げられます。

次に4点目に「管理運営経費の財源内訳と受益者負担の割合と、今後の受益者負担の考え方について」のお尋ねがございました。

公共施設の管理運営経費につきましては、使用料と一般財源の内訳となっており、受益者負担については、平成18年4月から利用者、議会のご理解を得る中で全ての施設の有料化を開始し、一部の施設を除き使用料算定に当たり、修繕料を除く維持管理費用の2割を負担いただくことで調整をしています。

しかし、急激な料金負担を強いること、住民の暮らしに重要な役割を担っている公共施

設の特殊性、近隣市町の類似施設使用料の状況を検討し、施設設置目的の使用については80%減免を規定していますので目的使用の実質的な負担割合は4%となっています。

また、公共施設有料化方針では維持管理費用の変動等があることから3年ごとの見直し調整を行うこととしておりますので今後におきましても同様のサイクルにより調整を進めてまいりますのでご理解願います。

以上、お尋ねのありました4点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（上原豊茂君） お諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（上原豊茂君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間をあらかじめ延長いたします。

須河徹君。

○2番（須河 徹君） 公共施設の今後のあり方については、先の山田議員の質問と重複するところがあるかもしれません。先ほどの説明でかなり理解はしたところでございますけれども、2、3ですね、管理計画について伺いたいと思います。もう一度ですね、管理運営経費、財源内訳ですね、国、北海道の補助金と受益者負担であるということでありまして、この受益者負担分の利用料について、今後ですね、改定、見直し等の考えについて、もう一度伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） 今、受益者負担の部分の見直しの関係で再質問をいただきました。町長からも答弁で申し上げているとおりに基本的には18年にスタートしてございますので、既に3回ほど見直しを実施してございます。あくまでですね、近隣の自治体の状況も参考にとということございまして、そういった意味では急激にですね1000円のを1千円にするということになると、今度は利用されない部分も出てくるということもございまして、そういった部分も加味する中で加えて消費税が段階的に上がってきて消費税の部分がまた先延ばしされたということもございまして、きっかけとしてはどちらかという消費税が一定程度のきっかけになるかというふうに思いますけれども、加えてですね、前段、平成19年、20年、21年って3年間非常にですね、維持管理経費とかですね、委託料も含めて、かなり削減をしたということがございまして、そういった意味では単価的な部分って前半の部分については非常に落ちてきていた部分があったということも理解いただきたいと思います。ただ、そうは言っても3年ごとにですね、割合も含めてですね、検討してまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） この利用料について、非常にこれから受益者負担という部分も、やはりしっかり見せながら施設維持とかをやっていかなければならない時代がくるのかなと思いますので、今後とも負担については率直に話し合える場所を設けなければいけないなと思います。2点目としてですね、スポーツセンターの建て替えを含めですね、財源の

問題について、先ほど山田議員の質問にもありましたけれども、地方交付税、財政調整基金をもって安定化した財政運営を確保できるというような理解でいるんですけども、地方議会においてですね、国の政策について質問するのは大変ちょっと筋違いかないかと思いませんけれども、非常に国の財政厳しくですね、財政再建に向けてですね、国自体が経費の削減を求めているということは先ほどの説明の中でもありました。そんな中でも本町の貯金であります財政調整基金、これが十分にあるというような国の見方によってですね、地方交付税の減額等が考えられないのかと。例えば交付金が単年度においてですね、2億円、3億円の減額交付になってもですね、現状の公共施設等の維持については問題ないのかと。その辺のことについてちょっと伺いたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 企画財政課長。

○企画財政課長（伊田 彰君） ただいま、財源的な部分のお話から交付税の関係の部分で現状の財政調整基金が交付税に影響があるのかどうかというようなご質問だと思います。交付税につきましては、ざっくり言うと基準財政需要額というのがございまして、それが先ほど山田議員の質問からも出ていましたけれども、約30億円弱ぐらいの数字、それに対して基準財政収入額、これは俗に言う町の町税含めた財源、これが大体今の段階でいくと5億円から6億円の間、それを引いたものが国から交付される金額ということで交付税の法律でいくとそういうふうには決まっております。国ですので法律改正は先ほど山田議員の質問にもお答えしましたけれども、外出しの部分でいろいろな法律改正をして出しているということでございます。須河議員言われている部分の影響というのはないのではないかと、ないだろうということでは押さえてございますけれども、本年度の財政審議会というか、国の組織なのですけれども、そこでは地方の基金というのが右肩が上がるように、この10年ぐらいは積み上がってきているということがございまして、国は逆に言うと国債というか借入金が右肩が上がるように積み上がってきている。ですから財政審議会でも財務省からは経済対策というかですね、地方の経済対策については地方の財政調整基金を使ってやるべきではないかというところの話は出されているようです。ただ決定ではございませんけれども、そのような今の国の状況がございまして、各議員もご存じかと思えますけれども、国の借入金が1千兆円を超えているというような状況がございまして、現状の地方財政措置の金額については安倍首相は2018年、ですから再来年までは確保するというような約束はされてございますけれども、いずれにしても国の予算総額でいくと約4分の1ぐらいは地方交付税が占めますので、そこは総務省が管轄してございまして、財務省自体はそこに切り込みたいという気持ちはあるというふうには思っておりますので、そこはそういった情報も含めて注意しながら財政運営に努めてまいりたいと思いますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 特に公共施設等において、近々ではやはり先ほども話題になりましたスポーツセンターの建設経費というところが大きく影響するのではないのかと、思っている次第でございます。私自身の見解から言わせていただければですね、これ15億円かかる、それが13億円だ、8億円だという問題よりは15億円かかってもしっかりした財政で建設していけるんだよということのやはり確信をしっかりと行政側でもっていただいで、町民の皆さまにお知らせしてほしいと。それからこれが例えば8億であっても、や

はり財政的に問題であれば、そこにはわれわれも賛成するわけにはいかないのですね、そういう立場でもって、しっかりと財政の基準について町民に知らせていただきたいなと思います。例えば今後消費税が8%から10%になればですね、単純に資材費2%上昇するわけでございます。それから中国経済がよくなれば鉄材、鋼材というのはもうすぐに上がる状況であると。こういうことはもう町長はじめ皆さんが理解していることだと思っております。これらの状況の変化についてですね、早い時期に町民の皆さまに情報開示をしていただき、やはり今後の公共施設の建設について、町民皆さんの理解を得ながらやっていただきたいと思います。情報開示の考え方についてはどのように考えますか。町長に答弁いただきたいと思っておりますけれども。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） 伊田課長からお話ありましたように、国の財政的には借金が1千兆円を超したと。市町村の貯金は逆にいうと、うちの町でいうと20億円から40億円に膨らんできた。また借金の返納額がずっと借り入れよりも返す方を多くしていますから、借金の額は少なくなってきている。これはやはり一つの財政破綻が夕張という名前を出したくないんだけど象徴するように、市町村の自治体の財政をどうやって管理していくかということは大変問われてですね、やはりそういうバランス、歳入と歳出のバランスと預金と借金のバランスをきちんと考慮した中で、やはりやっていかなければならないということが体験的になってきたのではないのかなと私はそういうふうに思います。だから自立ができないということは合併だけではなくて再建団体に陥るということですから、自立できないで町政運営をしていかなければならないという状況がありますから、それは相当注意しながらですね、やはりやっていかなければならないんだなというふうに思いますので、対応の状況の変化は、例えば基金が10億円になったとかですね、この関係では何かあったときにはやっていけないなんていうことになったら、これは大変な状況ですので、こちら辺については適切な財政運営を毎年のように議会にも説明させていただきながら健全な財政運営を今後もやはり努力していかなければならない。そしてできるだけ早く財政は財政分析講座も最初、私が町長になったときにやらせてもらいましたけれども、財政は役場のものではなくて町民のものだという自覚をいつも持ちながら運営を進めてまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 須河徹君。

○2番（須河 徹君） 非常に最近、わくわく園とかスポーツセンターの建設において、町民の方も非常に心配されております。私自身は菊池町長就任当時より取り組んでこられた財政調整基金、今お話されたことですね、そのことがしっかり充実されていたためですね、わくわく園の建設、スポーツセンターの建て替えにおいてもですね、財政運営の安定化に非常に役立っている、貢献されているなと思っているわけでございます。近年の大型施設投資がある中で、社会福祉、教育行政、それから今回出ました災害復旧等においてですね、町民のサービスが滞ることなく、安定した行政の運営と町民に信頼される行政の推進をお願いしまして、一般質問を終了させていただきたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 回答求めますか。

○2番（須河 徹君） 何か一言あれば伺いたいと思っております。

○議長（上原豊茂君） 町長。

○町長（菊池一春君） いずれにしても先の山田議員の質問もそして須河議員の質問も将来にわたっての安定的な財政が大丈夫なのかという意味での不安感を持ちながらのご質問だと私は理解しておりますので、町民に対しての一層のご理解と財政健全化については今後も一層努力していきたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（上原豊茂君） 2番、須河徹君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（上原豊茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

明日は午前9時30分からです。ご参集よろしく願いいたします。

散会 午後 4時9分